

令和6年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和6年7月4日（木曜日）

議事日程第5号

令和6年7月4日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第49号、同第50号、請願第2号及び発議第5号
- 日程第4 議案第51号から同第54号まで及び請願第3号
- 日程第5 議案第55号から同第57号まで、同第59号及び請願第4号
- 日程第6 議案第58号
- 日程第7 諮問第1号
- 日程第8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第49号、同第50号、請願第2号及び発議第5号
- 日程第4 議案第51号から同第54号まで及び請願第3号
- 日程第5 議案第55号から同第57号まで、同第59号及び請願第4号
- 日程第6 議案第58号
- 日程第7 諮問第1号
- 日程第8 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 17名

1番	利根川	正	君	2番	阿部	裕	和	君
3番	横山	人美	君	4番	新保	峰	孝	君
5番	松尾	徹郎	君	6番	伊藤		麗	君
7番	田原	洋子	君	8番	渡辺	栄	一	君
9番	加藤	康太郎	君	10番	東野	恭	行	君

1 1 番 保 坂 悟 君
1 4 番 宮 島 宏 君
1 6 番 近 藤 新 二 君
1 8 番 田 原 実 君

1 2 番 田 中 立 一 君
1 5 番 中 村 実 君
1 7 番 古 畑 浩 一 君

〈欠席議員〉 1名

1 3 番 和 泉 克 彦 君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長 米 田 徹 君
総 務 部 長 大 嶋 利 幸 君
産 業 部 長 五十嵐 博 文 君
企 画 定 住 課 長 中 村 淳 一 君
能 生 事 務 所 長 高 野 一 夫 君
市 民 課 長 川 合 三 喜 八 君
福 祉 事 務 所 長 山 岸 千 奈 美 君
商 工 観 光 課 長 大 西 学 君
建 設 課 長 長 崎 英 昭 君
会 計 管 理 者
会 計 課 長 兼 務 山 田 康 弘 君
消 防 長 竹 田 健 一 君
教 育 次 長 山 本 喜 八 郎 君
教 育 委 員 会 こ ど も 教 育 課 長 古 川 勝 哉 君
教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長
歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 務
長 者 ケ 原 考 古 館 長 兼 務
市 民 会 館 長 兼 務 嵐 口 守 君

副 市 長 井 川 賢 一 君
市 民 部 長 渡 辺 忍 君
総 務 課 長 嶋 田 猛 君
財 政 課 長 猪 又 悦 朗 君
青 海 事 務 所 長 仲 谷 充 史 君
環 境 生 活 課 長 木 島 美 和 子 君
健 康 増 進 課 長 林 壮 一 君
農 林 水 産 課 長 星 野 剛 正 君
都 市 政 策 課 長 内 山 俊 洋 君
ガ ス 水 道 局 長 山 口 和 美 君
教 育 長 靄 本 修 一 君
教 育 委 員 会 こ ど も 課 長 室 橋 淳 次 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
中 央 公 民 館 長 兼 務
市 民 図 書 館 長 兼 務 磯 貝 恭 子 君

監 査 委 員 事 務 局 長 陶 山 智 君

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君
係 長 水 島 誠 仁 君

次 長 伊 藤 伸 一 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、和泉克彦議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、阿部裕和議員、12番、田中立一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。

7月3日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。まず、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長から、休会中の所管事項調査についての経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、議員発言につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました請願第2号が採択されたことから、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書が、議員発議第5号として、所定の手続を経て、提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の一致を見ております。

議会運営については、3点が協議されております。

1点目は、議会運営委員会の委員構成についてであり、これについては残る任期中は、現行の委員構成のままでいくことで意見の一致を見ております。

2点目のハラスメント防止対策については、議会運営委員によるワーキンググループが、ハラスメント聞き取りシート、ハラスメント防止行動指針の原案作成の準備を進めているということが報告があり、特に質疑はございません。

3点目は、建設産業常任委員長より議会運営委員会に提出された、議会運営委員会へのお願い（要請文）についての協議であります。この取扱いについては、議会運営委員会に提出された文書に個人名があったことから、まず、要請書の配付の可否、それから配付の方法についての協議を行っております。

その結果、要請文にある個人名を非公開としたもので、協議をすることで意見が一致しました。

要請文には、議会運営委員会での周知徹底を求める5項目がありました。

すなわち、1、委員会審査が行われていない状況で、その審査を不十分とするような発言を慎むこと。

2、一般質問は議員個々の考えで行うものであり、他者から強要されるものではないこと。

3、一委員とのやり取りを取り上げて、委員会全体を判断することを慎むこと。

4、議員同士の対等な関係を守るため、自身の意見や主張と断る議員に対して、個人攻撃するような発言、また、自身の意見や主張を他者に強要するような発言を慎むこと。

5、本会議や委員会において、会議規則等の法令を遵守すること。

以上5点が、要請文にあった議会運営委員会での周知徹底を求める項目であります。

これらについて、委員から次のような意見が交わされております。

1、本会議での発言に問題があれば、その場で議長に指摘するのが基本であり、議会運営委員会での協議にはなじまない。しかし、今後このようなことが再発しないようにという意味で、議会運営委員会に提出されたのであれば、理解できる。

2、その場で指摘することが基本なのは同意するが、その後の協議ができるのは、議会運営委員会以外にない。

3、その場で問題を指摘すれば、混乱が生じるかもしれないが、その場での指摘をしなければ、よくならない。

4、会議規則の遵守など、周知徹底を要請された5項目は、どれも常識的なことではあるが、それができていない議員がいることが、現在の糸魚川市議会の大きな問題である。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。どうも、委員会で名前を伏せられた古畑浩一です。

あのね、ハラスメントのときにさんざん言ってきましたが、議場であったこと、委員会であったことは、なるべくその範疇の中でやっぱり収めてほしいと思うんです。委員長なり議長なりがね、ただいまの発言について。また、それが気分を侵害されたと言うんならね、その場で手を挙げて、ただいまの発言につきましては聞き捨てならないと。これは委員会に対する侮辱であり、これから審査が入るんで、何とか、そういうことは強く言うのやめてくださいとか、その場でやはり審議するべきだと思いますね。

それはやっぱり自分に見ればね、そういうことをやり合うのがこの言論の府たる議会の性格であります。議員同士がやり合う姿なんていうのは、国会でも県会議員でもね、皆さんよくご覧になってると思うんですね。議員同士がやっぱり論議を尽くすということは、やっぱり議会制度の成

り立ちであります。それで、賛否について意見が分かれるときは、特にそれが伯仲するものであります。それを一々、ああするな、こうするなと注文をつけるのは、いわゆる発言がしにくくなる原因、元気がなくなる原因になっていこうかと思えます。

それから、そのときの発言につきましてはね、全員協議会を要求したけども、それが、言ってみればかなわなかった。それに対して、じゃあ委員会の審査については、ちゃんと慎重審議、さらに詳細についてよく論議をしてくださいということの発端でした。言葉が少し熱くなってきたのはご指摘のとおりだと思いますが、やはりその場で切り返してほしかった。その件についてはね、それで、いや、私はこういうつもりで言った。いやそれが駄目なんだというのが、論議・論戦じゃないでしょうかね。だから、私とすれば、今後そういうことないように注意はしますが、一応、議会というもののなかにおいては、論戦というものはある程度大事なことであり、認められているということです。

それで気分を害したんであるならば、保坂建設産業常任委員長及び各建設産業常任委員会のメンバーに対してはね、深く陳謝をいたしたいと思えます。今後、こういうことのないように気をつけます。どうもすいませんでした。

あともう一つなんだけど、それに付随して言うならば、私、建設産業常任委員会、その傍聴に行ったとき、ちょうどそのような話でした。唐突に建設産業常任委員会の委員長より、そういうのは本会議で言われたと。これは委員会に対して皆さんどう思いますかって、非常に頭にきてるということで、挙手もしてない、発言も求めてない委員に対して皆さんどう思いますかと全部やった。それで、各種、るるの意見がある中には、叱咤激励じゃないかという意見もあるし、いろんな意見があった。それ全部の議員の発言が終わった後、手を挙げ、挙手してね、いわゆる弁解させてくださいと。けどね、一切自分のことを中心に協議しているのに、一切、私、発言をさせないんです。発言封鎖です。個人名を上げて、やっぱりそうやってやることで発言をさせないと、発言を認めないということは、発言封鎖であります。

さらにその議会の中でね、いわゆる手足を縛られた状態の中でつるし上げを食ったという感じがすね。これは、今までの議会ルールの中においては、当然問題があった場合でも、相手の議員に対して弁明、釈明、発言の機会というのは与えるようになっていきます。各種、何だろう、いろんな会議ルールを持ってきてる。それをもって私が非常識と言われても困るんでね。必ず相手側にも言い分があるので、そういうときには皆さんの意見はこうだ、あなたはどのようなつもりで発言したんですかということその場で言ってくればね、言い過ぎました。すみませんでした。私はこういうもんで、特に権現荘については長い長い歴史があります。二転三転、四転、やってまいりました。その中については慎重審議をお願いしたいという気持ちが強く出た表れであって、言葉が行き過ぎたものがあつたら申し訳ありませんと言うつもりでした。けど、議事整理権です。あなたに発言権はありませんと、やられました。これは委員長の職権濫用といいます。だから、ハラスメント条例の中においても、そういうことがないようにって口を酸っぱくして言ってきたつもりであります。

それから、一般質問をやらなかったことに関しては、所管の項目については一般質問をしないという暗黙のルールがあると語っていましたが、あのね、今回、いわゆる一般質問を見ても、建設産業常任委員会、委員長も含めて、自分の所管に関係ある観光農林水産、港湾、そういったいろんな

ことについて各メンバー全部質問してるんですよ。私とすれば、ぜひこの権現荘問題に注目をしてほしかったという意味であります。

だから、こういったこともありますので、議会運営委員会の指導に当たっては、委員長の議事整理権に当たっては、特に指名でね、その議員をやった場合には、必ず発言の機会を与えるとか、答弁の機会を与えとかしないと、いじめですし、つるし上げです。発言封鎖にもつながってまいります。その件について、検討された経過はあるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

今、古畑議員の一番最後の部分ですけれども、昨日の議会運営委員会では、そのようなことは出ておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

出てないなら、一つそういう観点とか見方もあるんだということも十分理解して、今後、議会運営について話し合っていたきたい。

それからもう一点なんですけどね、ハラスメントの防止条例の運営の仕方についてなんです、前回で議長、それから議会運営委員会の委員長を中心に、いわゆる相談役、それから今、いろんなチームをつくってやっていくという話であります、ここに、新潟日報の記事の中の上越版に、糸魚川市議会市長選出馬表明の伊藤議員、所属会派が撤回要請、素養向上を勧める文書ってあるんだけど、この一連の流れってさ、ハラスメントじゃないですか。

伊藤議員はね、今いるクラブを辞めて、一人会派連絡協議会のほうへ入れさせてくださいという話でした。そのときに何で辞めたのって話を聞いたら、いわゆる出馬を撤回しなかったらクラブも自民党も辞めろと言われてたという。あなたが計画してきた、幹事をしてきた企業研修だとかそういうところの現場研修については、あなたが来るんなら出ませんと。これ、いじめじゃないですか。

あのね、ハラスメント防止条例を推進していこうという立場の人間が、そうやってはなりません。それから、ハラスメントに対する相談員って、松尾議長、宮島委員長、同じクラブだった人間じゃないですか。いわゆる撤回文書、撤回要請の文書、書面を送ったらしいですが、その当本人じゃないですか。本人がね、ハラスメントがあったとか、そういうことをあなた方に相談しなきゃいけないんですよ。それ、実質的に無理でしょう。

ハラスメントはね、誰だってその対象になってきます。特に議会なんか言葉の応酬が激しいですし、それは自民党だとかそういう派閥だとか、党だとかというふうな締めつけもあると思います。私もそうだったんですけど、市長選挙に出るといって、立候補表明した途端に周りからのバッシングもすごかった。でもそれは、まだハラスメント条例ができてない時代の話ですよ。

これからの若い人はね、もう大いに市会議員であろうと市長であろうと県会議員であろうと、勇気を持って立候補して行ってほしいと思う。選挙のなくなった町というのは活性化しないんですよ。

だから、何だろう、大いにそういうことをやるべきだと、逆に推奨してあげるのがクラブじゃないですか。

ましてやさあ、自分たちの中で全然相談がなかったというか、伊藤議員を抜きにさ、会派の中で話し合っ、2回ですか、2回もやって、それで撤回要請の文書を出したんでしょう、通告書ですか。それは完全にハラスメントだと思います。

ハラスメント条例の中には、しない、させない、見逃せないという、見逃さないって、いわゆるいじめの3原則ですよ。いじめ防止の3原則。それで、ハラスメントと思われた。それを見た議員はさ、速やかに議長、委員長等に報告することと。

このハラスメント条例、今回、特に今回面倒くさいのは、あなた方がハラスメントをね、判断する側にいた人間だということですよ、側に、今現在も。そういうことも、やっぱり想定していかなきゃいけないでしょう。だから、そういうことにどういうふうに対処していくのか。

また、自らそういうハラスメントをやってるという自覚はお持ちでしょうか、どうでしょうか。

また、そういった方々が、ハラスメント条例を推進する、いろんなことをやっていくことについては、議会運営委員会でも何も話はなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

ただいま古畑議員からご質問があった件については、昨日の議会運営委員会では、開催されておりません。

補足としてご説明しておきますと、ハラスメントの窓口は、議長と議会運営委員会の委員長だけではなく、副議長、それから議会運営委員会の副委員長の2人も含まれておりますし、ハラスメントを相談する人の立場を考えて、その4人に限らず、ほかの人も相談に立ち会うことができるようになっております。これは補足ですけれども、申し上げておきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これが3回目でありますからね。

でもさ、ハラスメントを見たら、速やかに連絡するようにと条例の中には決まってる。けどさ、その条例を審査する議長だとか議会運営委員会の委員長が所属するクラブの人間の訴えをさ、申出を審査していかなくちゃいけないんですよ。これはそういうつもりじゃないからいじめにならないとか、ハラスメントにならないという結論になっていってしまうんじゃないですか。いわゆる公平性を欠くことになりやせんですか。

ハラスメント条例の難しさは、ハラスメント防止宣言ならできる。けど、条例にすることによって罰則規定だとか、実際、相談あったらどうする。相談を受ける側がハラスメントの対象となったらどうするかというところが抜けてるんですよ。だから、その件についてはちゃんと対処すると。今、首振ってますけど、じゃああなたが、ハラスメントの疑いがかかったとき、誰があなたを審査

するんですか。議長もそう。そして今、名前を上げた副議長だの副委員長だのって、みんな保守系の会派ですよ。その中で、果たして公平性が保てるんでしょうか。

私は議会ラブですからね、悪かったら謝ればいいし、その中において、やっぱり議会活動を活発にやってほしい。多少行き過ぎたって、大いにやってほしいと思うんです。

だけどね、今回だけはちょっとかわいそう過ぎませんか。私、弱いもんいじめされると、本当、腹立つんですよね。

巨大な権力だとか、集団による力というものがあります。議会は、どっちかという多数決世界ですからね。それが民主主義ですから。かといって、黒いものを白と言い含めたり、弱い者を集団で、おまえしゃべるなどかなんとかって、そりゃおかしいです。そういうことも含めて、今後検討して行ってほしい。

それから、この本会議の席上で、そういうのはハラスメントじゃないかのご指摘を申し上げました。それは今後どういうふうに対処されるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員のご質問の中に、前段で、私とか議長が当事者だった場合、どういう対応をするのか。これは3月にまとめられたハラスメント防止条例の中の第8条に、当事者が、例えば議長だったりした場合ですね、そういったときの対応が明文化されております。具体的には、副議長が替わると。もし副議長がハラスメントの対象になっていけば、年長の議員が関わるということで、このハラスメント防止条例には、議会運営委員会の委員長がハラスメントの対象になった場合については想定してませんが、当然、私がハラスメントの審査することには入らないわけですね。当事者は入らない。それが、ハラスメント防止条例の中に明文化されております。

もう一つ、最後のほうにありました今後どうされるのか。それは、まだ議会運営委員会に出てきておりませんので、私の口からは何とも申し上げられません。例えば議会運営委員会にそういったものが正式に上がってくれば、当然、それを協議するかどうかは、議会運営委員会の中で協議するようになると思います。

以上です。

○17番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、6月27日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、人口減少対策プロジェクトについてであります。

まず、担当から、Uターン促進による担い手確保、若者の出会いと交流をサポート、郷土愛の醸成とキャリア教育の推進の3点を中心に、データ分析や事業の新設、拡充のほか、引き続き調査・検討する事項について説明があった後、委員より、若い方との意見交換の場を持ち、話を聞くということだが、若い方にはそこに引っ張り出されても本心を話すのだろうか。なかなか意見は出てこないのではないかとこの質疑に対し、担当より、参加しにくい。あるいは意見を言いにくいということはあると思う。不特定多数というのはなかなか難しい面もあると思うので、例えば企業単位で集まってもらうなど、手段を含めて考えていきたいと答弁がありました。

委員より、全国県内どこでも同じようなサービスを受けられる時代になり、糸魚川だけの特別なオリジナリティーのある取組が薄れている。

行政に「やれ、やれ」と掛け声だけを言うつもりはない。一緒に考え、よいものは取り入れる。そのために、医・職・住の三本柱の充実とイトヨプランのような総合計画を持ってアピールしていくべきではないかという意見があり、また、委員より財政面を意識すると、発想が制限されてしまうので、市長も思い切って決断し、このプロジェクトにはこれだけの予算をつけるから自由な発想で若手でやってくれという方向にしてほしい。失敗しても、それが次の経験につながる。市内の若手と糸魚川在住の若者たちが仲間となり、一緒にムーブメントを起こしていくくらいでないとはよくならないのではないかとこの質疑に対し、担当より、若手職員の意見を聞きながら、庁外の方から意見を聞くということも含め、取組を進めていきたいと答弁がありました。

委員より、一旦、結婚などで退職した女性を、経験を生かして再雇用する企業もある。子育てが

終わって職場に復帰できるような体制づくりに市からも支援が必要ではないか。少しでも子育てしやすい環境が、糸魚川って結構住みやすいし、子供も育てやすいという結果につながるのではないかとの質疑に対し、担当より、子育てと仕事の両立という観点で、多様な働き方ということで、テレワークオフィスにおいて、時間帯を選ばない働き方を推奨し、一定の成果が出てきている。子育てや介護などで時間にとらわれず働けるような働き方を推進することにより、糸魚川で安心して子育てができるということもある。テレワークオフィスが起点となり、東京からIT企業も進出してきて、再就職や子育て世代が務めており、新卒者やUターンなど、そういう方も就職できるような形で広げていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、自分の個性や能力を發揮したいという思いが、糸魚川では実現できないということが課題と聞く。行政だけでどうにかできる問題ではないと思う。行政が企業に昇給を働きかけることも難しいと思うが、その中でも行政ができることはあるかとの質疑に対し、担当より、企業と賃金面や雇用環境などについて話をする機会が持てないかと思っている。非常に難しい部分だが、商工観光課とも連携しながら取り組んでいきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑、意見等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、所管事項調査を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議事進行させてもらいますが、新潟日報等でね、連日報道されている市内中学校におけるいじめ事件、7月1日に保護者会での説明会もあった。これは委員長、知ってますか。私も新聞を見るまで何にも知らなかった。支持者というか市民の方からね、このいじめって何なんですかと言われた。新聞報道を見る限りは、タブレットを盗難されて、わいせつな画像や言葉等を送られてきたとあって、自分としても新聞報道以外で全く知りませんでした。

委員長、6月議会ではさ、総務文教常任委員会のあった日、あなた本当に知らなかったんですか。速やかにいじめについては報告するようにと、今までなら。

ただ、全てのいじめ事件につきましては報告ができないので、こういう保護者説明会をやるとか、第三者委員会にかけるとか、そういった重大案件に関してはね、ちゃんと連絡するようになって今までの教訓の中で幾つもあったんですよ、いじめ事件だとかね、そういうものは暴力事件だとか。そういう対応、ここでお聞きしますけど、正副議長、正副委員長は、この件については連絡ないですか。連絡ないということは、教育委員会、行政教育委員会の責任だと思いますけどね。これちょっと聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

休憩をお願いします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時30分 休憩〉

〈午前10時30分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

議長より、質問に対する答弁の許可が出ましたので、お答えしたいと思います。

正確に時系列でお話ししますと、教育委員会のほうから私が報告を受けたのは、総務文教常任委員会が開催された当日の朝でした。その中で、こういった事態があると。この内容については、報告の中では重大事案に当たらないということで、報告を受けております。

そういった中で、報告を委員会の中で報告をするかしないかという判断の中で、資料も準備できてないこともあろうかと思っておりますので、報告については、また後ほどということで、そういう判断を私のほうでさせていただきました。ほかの皆さんに関しては、それぞれに報告のタイミングというのはちょっと私知らないんですけども、そういった形で私はちゃんと教育委員会のほうから報告は受けております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議事進行でありますんでね、あんまり細かい詳細のご説明は求めませんけどね。

当日の朝というのはおかしい。その前日に、記者からの取材を受けてるんですよ、きっと。だから慌てて委員会のほうに報告してきたんでしょう。でもさ、今までもいろんな何だろう、中学校における集団暴力事件だとか、運動部によるいじめ事件だとか、そういうの大きな問題になって、幾つも越えてきたんですよ。そのときはやはり議会への報告というものは、速やかにやりましょう

と。何もなかったらそれでもいい。

教育におけるいじめ問題というのは、物すごく難しいんです。どっちにも軍配を上げられないんで、ただ、その対応の仕方については、どうすればいいかということは議会も一緒になって考えていこうと。だから、それをやらないと、また隠蔽体質だと思われれます。隠蔽は絶対駄目です。だから、ある程度のことは公開することも前提に置いて進めていきましょう。今回も非常にデリケートな問題だったのは分かるけど、おととしの話ですよ。今になって保護者の説明会があった。これ何かあったなって、すぐ私ぐらいになると、ぴんと来ますね。これ何か今まで隠蔽してきたことが、隠蔽し切れなくなったなって。当時の中学生は、今はもう高校生になってるでしょう。だから、その辺の対応の遅さについてだって大きな問題であります。

議長、委員長はね、この件で当日聞いたんなら何もできないじゃないですか。ただ、臨時説明会を求めるなり、臨時委員会を開くなり、急遽、総務文教常任委員会でね、開催するなどをして、この問題につきましてどうなっていくかについては、やはり情報収集して、行政及び教育委員会の体制についてはどうなのかと。議会としてちゃんとチェックしていくべきだと思います。場合によっては、それが秘密会でも構いません。秘密会を宣言すれば、その会議の中にあつたことはほかに漏らしてはいけません。だから、秘密会を成立させるには、同席した議員の賛同が2分の1以上要りますけどね。必ず秘密会が成立するというものではありませんが、秘密会もできます、そんなにデリケートだというならね。

取りあえず、議会としては毅然とした対処の中で、市民に対していじめがあつたのに議会は何もしないんですかって言われてます。ちょっとね、残念なんですけども、そういうことの対処をしっかりしていただきますように、今回問題視しませんが、お願いをいたします。

○議長（松尾徹郎君）

いま一度確認いたしますが、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第49号、同第50号、請願第2号及び発議第5号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第49号、同第50号、請願第2号及び発議第5号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第5号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、6月27日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願第2号は採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第49号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当より、12月2日からの個人番号カードと健康保険証の一体化に伴い、窓口での各種手続に当たり、個人番号カードから健康保険証の資格者情報を確認できるようにするものと説明がありました。

委員より、この制度を進めた上でのリスク等を十分に判断できない。次の定例会までもう少し検討が必要ではないかと継続審査の動議がありましたが、賛成少数で否決された後、討論に入り、委員より、国の制度ということで、事務を早急に進めたいという事情は理解できるが、混乱が予想されるので反対という意見。また、市民周知の徹底を求めたいが、健康保険証の廃止は決定事項であり、事務を進める上で必要なことであるため賛成という意見が述べられた後、採決に入りましたが、採決の結果、可否同数となったため、委員会条例の規定により、委員長裁決となり、本案は原案可決と決しました。

次に、議案第50号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。担当より、国が異次元の少子化対策として、こども未来戦略で示した保育士及び保育従事者の配置に係る基準の改正、また、一部文言の修正であり、国の基準改正に伴い、所要の改正を行うものであると説明がありました。

委員より、この条例改正により、保育士などの職員の配置、数に変更があるかという質疑に対して、担当より、この条例の適用となる市内の保育施設は、未満児を主に対象としている施設で、今回は3歳以上の児童に関することであるため、現場に特段の影響はないと考えていると答弁がありました。

このほか特段質疑はなく、原案可決となっております。

続きまして、請願であります。

請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願では、委員より、教職員の働き方改革という部分で意見書には賛成という意見。また、自主財源で補っている部分もあり、国庫のほうで手当てすることを求めるため、この部分でも賛成したいなどの意見があり、特に異論なく、本請願は採択となりました。

本請願は、意見書の提出を願意としておりますことから、発議第5号を提出いたします。

これより発議文を読み、提案理由といたします。

発議第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しています。また、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教員の増員や少数職種の増員・配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、2025年度に完了となります。今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。国の施策として、定数改善に向けた財源確保のためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。また、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に確認され、地方自治体が計画的に教育行政を進めていくことができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など、教職員定数改善を推進すること。

2、中学校での35人学級を早急を実現すること。また、さらなる学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

5、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することにいた

したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第49号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードと健康保険証の一体化に伴う個人番号の独自利用事務の追加等をしたいため、所要の改正を行うものとのこととあります。

これは国民総背番号制度に様々なシステムを接続し、国と地方を接続させていく流れの上にあるものと考えられるものであります。今後、戸籍、医療情報、自治体健診、税金、社会保障情報、旅券、預貯金口座、免許証等、膨大な情報を接続させることになれば、個人情報流出の損害は甚大なものになるおそれがありますし、将来、公的な情報を民間に活用させようという思惑もあるのではないかと思います。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、このような流れの一環として行われ、多くの市民にとってはメリットが少なく、莫大な費用だけがかかるものと考えますので反対であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願に対して、賛成の討論を行います。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、地域住

民、教職員共通の願いであります。そのためにも、児童生徒と教職員が接する時間を多く確保できる。そして、児童生徒一人一人の状況を把握しやすい。小中学校全学年における30人以下学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保を国に求めるものであります。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引き下げられていますが、まずは、小学校にとどまることなく中学校でも早期実施されることを求められております。学校現場では貧困、いじめ、不登校など、課題が山積するとともに、GIGAスクール構想によるICT化や外国語授業などに対する児童生徒一人一人に寄り添った教育が求められ、教師の職務の多様化・複雑化がますます進み、依然として時間外勤務は長時間に及んでおり、教材研究や授業準備の時間を確保することが困難となっています。

このような長時間勤務など、教育現場の苛酷な現状から、成り手不足が社会問題にもなっており、スタッフを含めた体制の整備も求められていて、これらの諸問題を解消するためにも、少人数学級の必要性が求められております。

市内をはじめ、各学校の現場からは、とにかくマンパワーが足りない。1人、2人欠けるだけでもかなり苦しい。勤務時間内に業務をこなすことが困難。アレルギー対応など、きめ細やかな内容業務が増えているなど、多様な声があります。30人以下学級の実現は悲願である。そのような声が聞かれます。

豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員、少数職種の配置増などを含めた教職員の定数改善が必要であり、よりきめ細やかな教育には、学級編制標準を引き下げた30人以下学級の実現が不可欠であります。

子供は地域の宝でありますし、子供たちにお金をかけるのは将来への投資でもあると自治体によっては独自財源により人的措置等を行っているところもありますが、さらに中学校にもその輪を広げようとする動きも見られるところであります。

しかし、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられること、豊かな学びの保障をすることといった環境条件整備は不可欠であり、自治体間の格差はあってはなりません。国の施策として、定数改善に向けた財源保障が必要であり、義務教育費の国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元することを求めるものであり、各位の賛同をお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第5号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

〈午前10時52分 休憩〉

〈午前11時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第4．議案第51号から同第54号まで及び請願第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第51号から同第54号まで及び請願第3号を一括議題といたします。

本案については、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月28日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定について及び議案第52号、財産の譲与について（柵口温泉権現荘）では、担当課より、6月4日の建設産業常任委員会において、これまでの経過を説明させていただいた。その後、6月14日に相手方の一般社団法人アッサンと譲与に係る基本的な内容を合意書という形で結んだ。

合意書の内容については、建物及び附帯設備一式並びに土地を譲与する。井戸管理施設及び附帯設備等一式を無償貸与する。ただし、当該施設の使用に係る土地借り上げ料及び温泉使用料は、相手方が負担する。事業運営支援金として9,000万円を支払う。譲与後10年間は日帰り温泉事業を継続する。国の各種補助金及び交付金の交付目的に適合しない利用の場合、相手方に補助金の返還義務が生じる。地元自治会等との協議の場を設け、地域要望等を把握しながら事業を行うこと。事業継続できなくなった場合は市と協議の上、建物及び附帯設備一式を除去し、更地にして土地を管理する。以上の内容のほか、公募型プロポーザル募集要項に記載の譲渡条件等に従うものとなっている。

また、事業運営支援金9,000万円の算出根拠については、相手方から設備投資・修繕費に係る約3億4,265万円の3分の1の1億円の要望があったが、その投資見込額のうち、外壁及び屋根の修繕に係る費用約3,800万円と、市が試算して募集要項に記載した大規模改修費用約7,357万円の合計約1億1,157万円について、双方による協議の結果、9,000万円を事業運営支援金として支出するものである。

リスクへの対応については、譲与先の一般社団法人アッサンの経営が継続できなくなった場合は、グループ企業である日成産業株式会社から事業への支援の約束が申込書に添付されており、また、代表者と市長が面談し、資金援助で対応するとの合意も得ている。民間に譲与となれば地域、地元の意見が反映されないのではないかというご意見に対しては、プロポーザル選定委員会の中でも、地元の意見を聞きながら実施することとしており、合意書の中でも地元自治会等との協議の場を設けることについて記載しており、地域要望を把握しながら、施設運営することとしている。

従業員の確保はできているかということについては、従業員の確保に向けて動いており、問題ないと聞いている。現在、権現荘に勤務している職員についても、希望があれば雇用したいということである。

このように、各リスクに対しては、基本的に合意書で対応できているが、本日の委員会が出た意見等を反映した仮契約書を作成し、それを顧問弁護士に確認していただいた後に締結したい。本契約は、農林水産省の補助金の返還協議の終了後に締結する予定であると説明があり、委員より、一般質問の中でも皆さんが気にしていることは、譲与後に会社が倒れたときに建物はどうなるかということである。一つは、この10年未満の間に倒れた場合、もう一つは10年以降に倒れた場合で

ある。契約が10年ということで、10年間たった後は特に不安である。会社が倒れてしまったら、そこを更地にする予算もないですよと言われた場合どうするのかとの質疑に、担当より、譲与先である一般社団法人アッサンの経営状況は今のところよくなく、資本金も小さい会社であることから不安は持っている。申請書の中に今後10年間の運営について、日成産業株式会社から10億円の約束がついており、そういったものを担保にやっていきたい。企業調査からも、日成産業株式会社が直近でどうにかなるような会社ではなく、安定して経営を続けているということは承知しているため、その辺を担保とさせていただいている。また、10年以降の話については、10年先がどうなるかは、今からは読めない。その辺の契約を結ぶというのは妥当ではないという思いから、10年先のことについては約束の中に含まれていないものであると答弁がありました。

委員より、委員の皆さんのリスクへの対応が非常に気になっていると思う。やはり経営が厳しくなったときに、日成産業株式会社が10億円の資金援助をするというふうに合意を得ているということであるが、これは書面でしっかり取り交わしてあるのかとの質疑に、担当より、譲渡に関する申請書というものが提出されている。その中で、一般社団法人アッサンがこの先10年間行う事業に関して10億円の支援をしますという書類が日成産業株式会社のオーナーから提出されている。そういったものは契約上の話になるが、一般社団法人アッサンに資金提供するという約束の話であるため、それは効力があることになる。この支援に関する書類については公開することができないものであるが、今後、それと同じ内容で、市と確約を結び、皆様にお示しするようにしたいと思っていますと答弁がありました。

委員より、今までの建設産業常任委員会、全員協議会、一般質問において、無償譲渡という言葉が出ていたと思うが、一般的には無償ということになると、ゼロというような数字が真っ先に浮かぶが、今回の中身を見ると、一般社団法人アッサンが運営していくためには、設備投資や修繕費等で3億4,000万円ほどの費用がかかると。その約3分の1を糸魚川市が事業運営支援金として出すといったことで理解しているが、この9,000万円というお金をかけても無償という理解でよろしいかとの質疑に、担当より、今回の無償譲渡については、相手からお金を取る場合は、一般的に有償譲渡と言われており、今回については、あくまでも無償譲渡ということで条件を整理させていただいている。当初から修繕を予定している工事を我々のほうで止めていたため、そういったものをお示しする中で、支援を要望してもいいですよという募集要項になっていた。それに対して相手方から要望があったものに対して協議をし、最終的に9,000万円で合意をしたというものであると答弁がありました。

井川副市長より、この議案とは直接関係はないが、昨年12月に議決をされた下湯川内の会館についても無償譲渡をしている。こちらについては、無償譲渡することによって、その後の維持管理の費用や、例えば最後の解体等にかかる費用については行政で負う必要がないといった形になる。その際にも、トイレの洋式化やシャッターの改修を市で行い、譲渡したという経過もある。今回は、譲渡に伴って修繕額をお渡しするという形であるが、流れとしては同じものというふうに考えていると答弁がありました。

委員より、従業員については、既に確保に向けて動いており、現在、権現荘で勤務している職員についても希望があれば雇用するように要望しているとあるが、トップに立つ支配人の経営観念等が従業員のやる気や能力を引き出したりするものと思っている。その支配人の人選については、一

般社団法人アッサンのほうから来るのか、新しく採用するのかについて、何か方針は決まっているのかとの質疑に、担当より、譲与後の人選が原則であると思うが、関連会社であるM・かもい岳等で宿泊業をやられていることから、一定期間はそういったものに長けた者を送り、その後を引き継いでいくというようなことを交渉の中では話があったと答弁がありました。

ほかにも多くの質疑が交わされておりますが、割愛させていただきます。

次に、議案第53号、財産の取得について（ロータリ除雪車（11トン級マルチプラウ付））では、担当課より、財産の取得について、ロータリ除雪車（11トン級マルチプラウ付）1台の購入契約を締結したいものであると説明があり、若干の質疑がありましたが、特段報告することはございません。

議案第54号、契約の締結について（まがたま跨線橋補修工事委託）では、担当課より、糸魚川東小学校の北西にある、まがたま跨線橋の補修工事について、基本協定を結ぶもので、鉄道線路上空の工事となることから、えちごトキめき鉄道株式会社へ工事委託するものである。橋長、橋の長さですが、68.5メートル、幅員1.5メートルの線路をまたぐ、この歩道橋については、昭和55年に架橋され、44年経過しており、損傷が大きいため、補修工事を実施するものである。令和6年、令和7年の2か年の基本協定を締結することで、切れ目なく補修工事を行いたいものである。工事の進捗により協定内容の変更が生じることから、えちごトキめき鉄道との変更協定内容が確定した後、変更契約締結の議決をいただく予定としていると説明があり、委員より、この跨線橋は、1日当たりどれぐらい利用があるかとの質疑に、担当より、実際の交通量調査等を行っていないが、糸魚川東小学校の通学路になっており、26名の児童が通っている。地元の寺町区からも避難路として使用するというので、毎年、補修の要望が出てきていると答弁がありました。

委員より、主に小学生が通学路と使用しており、また、緊急時の避難通路としても使用するというので理解したが、工事を実施する際の小学生の通学路の確保についてはどうなっているかとの質疑に、担当より、昨年度から教育委員会を通じて糸魚川東小学校のほうに協議しており、通学で使用している26名の児童については、押上の方面に市道古新田線というアンダーパスがあり、そこを通過して通学していただくように調整したいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

次に、請願第3号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める請願については、委員より、最低賃金を上げることは非常にいいことであるが、無理に最低賃金を1,500円までにすると、現在の新潟県の最低賃金は931円であるため、2倍まで上がるのではないが、2人雇っている人を1人減らさなければならないということになり、働き手が不足している中で、さらに働き手がいなくなるということが考えられる。事業主にとっては、賃金を決めて、雇用契約を結ぶことは、企業の自由裁量権で、これを国が一律に上げるということは、資本主義の原理を不具合にすることにもつながるので、ぜひ事業主のその自由権を補償するべきであるという観点からも一律に上げるということには反対したいといった意見が多く、起立採決の結果、不採択となりました。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

ただいまの委員長報告のうち、柵口温泉権現荘民間譲与に関して、何点か質疑させていただきます。質問の分かりづらいところは、反問してください。よろしくお願いします。

委員会資料ナンバー1、柵口温泉権現荘の譲渡に係る契約内容について伺います。

まず、経過についてですが、令和6年1月12日に市長が交渉先会社代表と面談したとあります。どこで、どのように面談したのか。また、面談に臨んだ者がほかにいたのか。いたとすれば誰であったか。

同じく5月23日に市長が交渉先会社代表と面談とあります。どこで、どのように面談したのか。また、面談に臨んだ者がほかにいたのか。いたとすれば誰であったか、委員会で確認されましたか。

令和6年6月14日には、糸魚川市長と一般社団法人アッサン代表とで合意書締結とあります。どこで、誰が立ち会って、合意書が交わされたのか、委員会で委員長は確認されましたか。確認したことをご答弁ください。これが1点です。

次に、相手先の一般社団法人アッサンについて、調査協議されたことを伺います。

この会社は、なぜ一般社団法人なのか。また、法人として果たせる責任の範囲を教えてください。

この会社は、北海道の道の駅の施設運営を指定管理で受けているということですが、もともとはエネルギー会社として設立されたということです。そして、しばらく休止した後道の駅の施設運営を請け負ったという、資本金100万円で社員19名、それで間違いないでしょうか。

また、前年度決算が、営業利益が約2,100万円の赤字、今年度決算が約500万円の赤字と説明にありましたが、それで間違いないでしょうか。

経営は厳しいと思われます。この会社が倒産せずに続いている理由というものを委員会で調査されましたか。この先を客観的に考えれば、営業利益が格段に向上し、赤字解消に向かうのは難しいのではないか。そこに権現荘を委ねて大丈夫なのかとの疑念は、委員会では出ませんでしたか。私は心配です。大丈夫であると判断された理由は何ですか。委員長のお考えをお聞かせください。これが2点目です。

関連して、委員会資料ナンバー2、合意書、ここでは、糸魚川市から一般社団法人アッサンに対して、事業運営支援金として9,000万円を支払うものとするとしてあります。米田市長が9,000万円を会社代表に支払うことを議会の承認を得ないで合意したことについて、委員会では問題にされませんでしたか。問題がないとすれば、それはどのような理由で問題ないとされたのか、ご説明願います。これが3点目です。

この合意書が、一般社団法人アッサンの資金繰りの担保とされるのではないですか。アッサンの累積赤字や負債がどれだけかは不明です。アッサンが倒産を免れるための9,000万円を支払う合意書ではないのですか。

委員会では、倒産した場合も論じられたようですが、そもそも代表理事のほうは、アッサンが倒産した場合、どこまでの責任を負うのか確認しましたか。最後まで責任を負う人、範囲がはっきり

していないのに、倒産した場合を論じたところで無意味ではないかと思います。契約相手の一般社団法人アッサンが、権現荘運営のための資金があり、持続できることを委員長はどのように確認されましたか、ご説明願います。これが4点目です。

以上、1回目の質疑です。

質問の不明なところは遠慮なく反問してください。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原議員のご質問にお答えいたします。

まず、資料ナンバー1にあった権現荘で、令和6年1月12日の市長の話合いについて、どこで、どのような方と話したかということと、5月27日のそれも市長がどこでどのように話したかということと、6月14日の市長のアッサンの合意書の決め方についてということなんですけども、最初の1月12日と5月23日の内容は、場所等、またその内容についての確認は、細かくは、細かくはどうか基本的にはしておりません。ただ、その中で話し合われたということの報告であります。

6月14日のその合意書について、議会の承認を得ないで合意書を結んだということにつきましては、もともと市議会のほうとしては、優先交渉者として話を進めていただいて、その合意があったがゆえに9,000万円という金額が出てきたものと、それを正式な場で議会に諮って、今回の補正予算に上げてきたものというふうに理解しております。

次に、大きな2点目だと思うんですけども、アッサンについての、すいません。

暫時休憩願います。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時21分 休憩〉

〈午前11時21分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○11番（保坂 悟君）

大変申し訳ございませんでした。

次に、相手先の一般社団法人アッサンについて調査・協議された内容はどうかということで、今ほど田原議員からご指摘のあった、その責任の範囲であるだとか、指定管理としての経営状態の中から、細かな質疑というものは基本的にはなかったというふうに思っております。

ただ、資料で示されたとおり、その赤字と、また会社の規模、資本金と従業員であるだとか、そういったものを資料に書いてあるとおりでありまして、それについての議論、質疑というものは、

確認されたことはなかったというふうに認識しております。

次にですね、合意書にあるアッサンに対しての事業運営資金9,000万円を支払うということで、9,000万円が米田市長から代表者に支払うという合意を得たということについて問題はないかということですが、この9,000万円につきましては、何度も、行政側が7,350万だったかと思うんですけども、もともと空調設備の修繕費のその金額が出ており、その後、壁、外壁と屋根の修繕費用が付け加えて1億1,000という金額になったんですが、そこを交渉しての9,000万円ということで、その7,350万円に対して、むしろ不足分というか、それについてその協議をした結果の数字でありまして、それ以上、それ以下の説明というものはございませんでした。

あと、それについて、これがさっきの回答でございます。

4番目が、アッサンが、この9,000万を資金繰りに使うかどうかという話についても、そういった見方は、委員会の中では特にございませんでしたので、田原議員がお考えになったような議論というものはなかったというふうに認識しております。

資料ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

では、2回目の質疑です。

委員会資料ナンバー1、リスクへの対応について伺います。

リスクへの対応については、①事業継続できなくなったときは、建物及び附帯設備を除去し、土地は更地にして管理するとありますが、建物及び附帯設備を除去というのは、全てを解体し、土地には何も残らない状況ということを確認しましたか。

また、土地は、更地にして管理するというのは、建物を除去しても、アッサンが土地代を払って保持するということですか。更地にするというのは、建物が物理的になくなるだけなのか。あるいはアッサンの所有による担保設定、権利もない真っさらな状態ということなのか。ここは、リスクへの対応の肝ですので、詳細にご説明願います。

また、②では、アッサンの経営が継続できなくなった場合は、グループ企業である日成産業株式会社から事業への支援の約束が添付されており、米田市長が、日成産業株式会社代表者と面談して、資金援助で対応するとの合意も得ていると記載されています。この内容で間違いはないか、委員長は、どのように確認されましたか伺います。

次に、資料ナンバー2、合意書について伺います。

ここには、グループ企業である日成産業株式会社の記載や支援の約束は一切書かれていません。これは、後々、契約の進め方で問題となってくる部分です。糸魚川市議会の委員会で調査し、承認された。本会議で議決も得たということは、この合意書の内容を議会が認めたこととなります。責任を負うということです。委員会協議の中では、そのことは問題になりませんでしたか、伺います。

委員会資料ナンバー1、リスクへの対応とありますが、本当にリスクへの対応となっているのか、私は心配です。リスクへの対応としていることが、実は巧みなリスク隠しになっていないか、私は

心配です。委員長は、リスクへの対応は十分協議した。大丈夫だということで、採決をされたのでしょうか、伺います。

次に、一般社団法人アッサンと日成産業株式会社は、グループ会社であるということですが、このグループ会社というのは、どのような関連づけですか。双方にリスクや責任を負い、無限に補償するということが担保されているのでしょうか。どういった関係なのでしょう。

アッサンを支えるということをして市長が約束してもらったという日成産業株式会社の経営状況は、誰がどのように確認しましたか。日成産業株式会社が、金融機関から融資を受ける場合のことなどを確認しましたか。先ほどの質疑の中でも伺いましたが、アッサンは、権現荘の土地と建物に権利設定をしますか、しませんか。

同じく日成産業株式会社は、権現荘の土地と建物に権利設定をしますか、しませんか。10年間、糸魚川市との関係が続く以上は、当然確認しておくべき重要事項です。委員長として、どのように確認されましたか伺います。

2回目の質疑の最後に、もう一点伺います。

委員会の委員が、資本金を2億円と言っていたようですが、資料では5,000万円となっています。どうしてそのような食い違いが出たのでしょうか。

その委員は、日成産業株式会社をよい会社であると説明していたようです。今回の件において、リスクある契約とならないようチェックするのが議員です。そうすべき役割の議員が、そのような発言することを委員長はどう思われますか。今、会議録をご覧くださいまして、どの議員がどのように発言したのか、今確認して、お話しただけませんか。

以上で、2回目の質問を終わります。質疑を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

田原議員、その質問書をお渡ししてください。

いいですか、委員長。

いいですよ、お渡しください。

休憩しますか、いいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原議員のご質問にお答えいたします。

リスク対応のところで、事業継続で更地のことが述べられておりました。資料にあるとおり、更地に戻すということで、それ以上の確認というのはございませんでした。

それから、アッサンが、経営が継続できなくなった場合に、日成産業から事業支援の約束があるけども、その約束について委員長は確認しましたかというんですけど、委員長の立場では確認しておりません。

ナンバー2、合意書に、日成産業株式会社の支援の約束は一切書かれていませんということなんですけども、これも資料に10億円の支援をするという中身で、委員長報告の中にも触れておきましたけども、まだ出せる状況じゃないので、それについては確認をしておりません。

それから、合意書のグループ会社の支援の約束に問題ないのかと言いますが、これにつきましても、あくまでも今回の契約の相手がアッサンであり、それをグループ会社で、特に日成産業株式会社が資金の面で応援していくというところで、それから何か深く掘り下げたような質疑はありません。

あと、リスク対応が心配されているということなのですが、このリスクがどうなのかということにつきましても、委員のほうからは心配する声は確かにございました。委員の中では、そんなに潤沢な資金があるのであれば、その契約の相手方として、アッサンに加えて、日成産業株式会社も加える中での契約はできないのかという要望もございました。

ただ、あくまでもこの契約の段階になると、甲、乙という形で、2者の優先交渉権もあることから、あくまでもそこが窓口であるというふうに認識しております。

アッサンのグループ会社の、このグループ会社自体のリスクはどうなのかということも、ある意味心配はあったんですが、先ほどの田原議員がご指摘のように、委員の中で独自に会社の経営状況を確認された委員もおりまして、会社状況はいいということをおっしゃっていました。

先ほどの日成産業株式会社の資本金2億円から5,000万円に減ったことにはどうなのかという質問はあったんですけども、あくまでもその会社の事情であるので、行政側から、それを調べて質疑に答えるという形はございませんでした。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

お答えします。

固有名詞出していいのかどうか分からないので、委員の中からそういう声があったということにさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

繰り返しますが、その議員はどなたですか。リスクある契約を進める補助となっているのではありませんか。ご確認をいただきたいと思います。

〔「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時34分 休憩〉

〈午前11時34分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員の質問にお答えいたします。

○議長（松尾徹郎君）

田原議員です。

○11番（保坂 悟君）

ごめんなさい、田原議員の質問にお答えします。

今ほど了解を得ましたので、その会社がいい状態であるというふうに発言されたのは、松尾委員であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、名前を呼ばれたようなんです、出てまいりました。

最初にね、保坂委員長に言っておきますけど、本当に今回、新聞記事になっておりましたけれども、ちょっとかなり心外された模様でございますので、誠に申し訳ございません。改めて、おわび申し上げます。

さて、何でそういうことを言ったのかというのは、書いてあるとおり。議員全員でこの件を話し合おうということで、全員協議会を要請したけど駄目だったということ。建設産業常任委員会でやりまして、保坂委員長がかなり強く言われたということがその原因だったらしいからね。じゃあ、その分、慎重審議をやってくださいよということでありました。

そこで、ちょっと今、田原議員とのやり取りの中でも、じゃあ私も聞いてみようかなということいろいろと聞かせていただきたいと思います。

やはり今回出てきましたけどね、このアッサン、このアッサンの一般社団法人とは、どういう意味なのか。なぜ一般社団法人のまんま来るのか。

ご存じのように一般社団法人というのは、非営利団体の総称ですよ。いろんな協会ですとか組合だとか、もちろん営業行為をやってもいいですよ、利潤を上げてもいいけど、じゃあなぜ一般社団法人のまんまなのか。その件については、委員会として話し合われたのかね、そこら辺、いわゆる形の中で一般社団法人が、例えば何とか福祉会だとかそういうところに対する補助金だとかというのは過去もありましたけど、今回こういう営業行為の中で一般社団法人というのは初めてでございますので、どうなのか。

それからね、地域の声としてやっぱり日帰り温泉残してほしいという声の中でこういう動きになったと思うんですが、工事期間中の日帰り温泉の営業はどうなっていくのか。契約が締結して、いつからやって、何年間の、前のときも、リニューアルのときもそうだったですけど、リニューアルしながら営業しましたよね。途中2週間ほど休んだかな、2か月だったかな、まあいいや、そういう、そこはどういう段取りになっているのか。

それから、事業を運営支援金というのが書かれてますけどね、これと補助金とはどう違うのか。どうも話を聞いてると、9,000万、いわゆる工事9,000万かかるから、先に9,000万渡しとくよというふうに聞こえますね。これはやはり行政の予算支出としては、やっぱりおかしいですよ。なじみません。いろんな制度があって、例えば3分の1を補助しますよと言っても、9,000万を上限にしますという形の中において補助金というのは出てきます。支援金というのは、丸々9,000万あげるよって、工事費とかあれに使ってねという意味になるかと思いますが。そこら辺の違いにつきましても十分委員会としては審議をされたのかお聞きします。

それからね、権現荘をもし解体するとしたら幾らになるんですか。今いう、たとえここで9,000万円を企業に渡したとしても、自前で権現荘を解体するよりは安く済むんじゃないかという声がね、行政からじゃないですけど、そういう声があってやるんじゃないかという話がありました。じゃあ権現荘の解体費というのは、一体幾らかかるんだろうかなと思います。

それから今ほどの質問ありましたけど、これは譲渡ですよ。だけど、4億1,000万円の資産価値があると一般質問の中でちゃんと答えてるんですね。

では、その4億1,000万円の資産価値、これは担保となるのかどうか。要は、営業をやってますよね。銀行からお金を借ります。その場合は担保か、強烈的な、優秀な保証人がいないと銀行だって金貸してくれませんね。だけど、担保にしたいけど、これほかに売っちゃ駄目なんですよ、譲っちゃ駄目なんですよということなら担保物件としての価値が全然ないんじゃないか。そういうことについて、委員会でお話し合いされたでしょうか。

それから、ホテル経営について、一般社団法人アッサンには経験がないが、M・かもい岳については、そういうホテル経営のノウハウがあるから大丈夫だという説明でございます。

ところが、調べてみると、このM・かもい岳というのはね、あれ、どこ行った。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時40分 休憩〉

〈午前11時40分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

M・かもし岳というのは、歌志内市にあるんですね。歌志内市は、全国で最も人口の少ない市制を執ってるんで有名だそうです。最高時には4万6,000人もいたのが、現状では2,628人、これ町でも村でもおかしくないんですが、市制を執っているということで有名です。

でだ、この、かもし、市がずっとやってきたスキー場経営、ホテル経営、これをやっていた今度は、委託されたプラッサ、プラッサというところが経営破綻して、要するにその後、一定期間を置いて、現在のM・かもし岳の方が、こうやってる。でもさ、24年1月からホテル経営を開始するというんです。本年の1月ですよ。すると、そこにはっきりとした経営のノウハウがあるのかどうなのか。とても経験豊富な数字とは思いませんが、そういうことも委員会としてはちゃんと審議されたのか。それはちゃんとホテル経営についての実績として評価されたのかどうなのか、お聞きします。

取りあえずいいか、いっぱいになったもんね、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えしたいと思います。

冒頭、新聞記事のことをちょっと触れられたんですけども、今回はあくまでも古畑議員に対してというよりも、今後、委員会のことを理由にされて全員協議会の要請をかけたところについては、まだ審査前ということで不適切ではないという認識から、話をさせていただきました。しかも、古畑議員に対してどうのこうのではなくて、今後そういった発言について、議会の中で注意を払っていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

まず初めの冒頭、アッサンが一般社団法人で、それ自体についての議論があったかということなんですが、法人についての詳しい質疑というのは正直言ってございませんでした。あくまでも、もう何ていうかな、第一交渉者というふうにして、もう一般社団法人で上がってきた時点で了解を得ているので、そこまでの追及するようなご質疑はなかったというふうにご認識しております。

それから、日帰り温泉の工事に取りかかるスケジュールなんですけど、これについても本当に、全く質疑がございませんで、逆に今ご指摘を受けて、そういう観点もあるのかというふうにご認識したところでございます。

それから、支援金と補助金の違いは何かということでございますが、支援金の9,000万円は、先ほどの委員長報告にもあったとおり、もともと7,350万円の空調設備に対して、外壁と屋根の改修について、こうした金額でございます。

補助金という部分につきましては、もともと権現荘が造られたとき、または造って、経営しているさなかで農林水産省、総務省とか各省庁のいろんな補助金制度を使っておりまして、それもまだ返済等の目的理由が変更になると、返済が、義務を負うということでのその補助金という言葉でありまして、その支援金とはちょっと全く種類の別のものでございます。

それからですね、権現荘自体を解体するときの金額につきましては、委員会のほうでは、これも

正直触れておりませんでした。

それから、あと、更地にしたとか、その土地の担保についても、申し訳ございません、特段、調査の中では話は出ておりませんでした。

それから、M・かもし岳のことについて、古畑議員から詳しい今、状況説明があったんですが、あくまでも行政側からは、宿泊業のノウハウがあるというところの説明のみで、細かなM・かもし岳の詳しい状況というような報告もありませんでしたし、委員のほうからも特段質疑というものはございませんでした。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

何でこういう細かくいろいろ契約についてお聞きするかということなんですが、糸魚川市には、かつて東食品と、それからクリエイトワンフーズを企業誘致するというときに、その後20億円の負債をやって、すぐ倒れたんですね。糸魚川市も工場用地を買ったりなんだから、また、市内の金融機関も行政がついてるんなら大丈夫だろうということで融資したんですが、大きな焦げつきを出した。若い職員はまだ、皆さん覚えてるかね。

やっぱりそのときの契約、その当時、私、議長だったんですよ。調印式に立ち会いまして、何の疑問も持ってませんでした。以来、個人的にもいろんな契約でだまされて、おかしいじゃないかと、ちゃんと契約書に書いてあるじゃないです、あなた判こ押してますよねとやられるんです。私たちは、やっぱり商売やってる。一般人と違うんで、クーリングオフも効きません。行政も全く同じだ。1回契約結ぶと、ちょっと待った、やめたと言えないんです。だから慎重にやんなさいよと、こういうことなんです。

それでやっぱり議長ね、やっぱり委員会の中でも言われてましたけど、私やはり親会社たる日成産業、松尾さんはね、甲、乙、で契約書を作ってるけど、丙として、しっかり日成産業の名前を契約書に明記することで、その後だよ、変な話、ちょっと言葉悪いけど、トカゲの尻尾切りみたいに、いわゆるそこだけ破産させて、自分は生き残るようなまねをさせないで、しっかり明記したほうがいいと。

実はね、私も言おうと思ってた、同感です。だからとってもいい案だけど、委員会の審査の中では、それは何ていうか、単なる意見で終わってますね。あれはやはり委員会としては集約していかなくちゃいけないとか、そうであるとかという言葉はなかったんでしょうか。

それから、9,000万、先ほど支援金と補助金の違いを述べられましたけど、やっぱり補助金と支援金の在り方については、やっぱり委員会の中でしっかりと論議されたのかどうか、再度お聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えします。

先ほど東食品の件でございますが、私も改選期のちょうどぎりぎりというか、3月ぐらいのときに突如として報告を受けた記憶がございます。当初は50人の雇用をするということで皆さんすごく期待をかけたんですが、結果的には駄目になったと。それは私も教訓にしているつもりでございます。

今回の契約につきまして、クーリングオフであるとか、あと日成産業の名前を上げて、いわゆるトカゲの尻尾切りみたいにならないようにということで今ご指摘いただいたんですけども、特段そういう質疑というのはなかったものですから、答えようがないんですけども。

それから、松尾委員のご指摘にあった甲、乙、丙のところに日成産業を取り入れるという意見ございましたが、委員の中から、それについて賛成とか、あと集約事項にしてくれとかというご意見もなかったものから、一委員の意見ということで終わってしまったのが実情でございます。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

保坂委員長、よくお答えになられたと思いますね。

しかし、審議の中でもしてませんか、分かりませんというやっぱりお言葉を私も個人とすれば、自分の口でね、米田市長ですとか高野所長ですとかと直接お聞きしたかった案件もたくさんあります。非常に返す返すも残念でありますかね、この権現荘問題は何回も、前にも言いましたが、10何年来、言わば糸魚川市の黒歴史になってしまいました。今やっぱり糸魚川市から手を離れるにおいてですよ、やっぱり過去を精査して、そしてその失敗を教訓に生かして、これからどうしていくのか、本当に上南地区の皆さんが求められる形になるのかどうなのか、私たち委員はね、それを可決する責任であると思います。

決して権現荘を潰せと言ってるわけではありません。ただ、権現荘を残すという話と、契約の相手方も調査する。契約に、要するに付議はないのかということについて、議会はチェック機能でありますので、そこをしっかりとやるべきだ。今となってしまえば、もう過去形になっておりましたけどね。委員のほうはね、委員長が言うとおりの、自分たちは自分たちなりに精いっぱいやられたことだろうと私は思います。

ただ、私としては、まだまだ不本意であった。残念でしようがないとだけ言い残して、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

次は討論になるんですが、非常に討論者が多いということで、少し早いですが、ここで暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時51分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議事進行、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

○議長（松尾徹郎君）

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

議案第51号、第52号への反対討論を行います。

今ほどの建設産業常任委員長の報告に対する私の質疑で明らかになったことは、契約へのリスク対応が十分でないまま委員会で採決を行い、議会で採決をしようとしていることです。米田市長が、独断で取り交わした合意書を基に9,000万円を支出しようとしていることです。この責任を負うのは誰か。言うまでもなく糸魚川市議会であり、ここにいる議員それぞれです。冒頭、そのことを申し上げて、以下、反対理由を述べます。

1、譲渡先の一般社団法人アッサンが、倒産などで権現荘の運営ができなくなった場合のリスク、それで生じる糸魚川市民へのリスクについて、十分な調査が行われたとは言えないまま委員会で採決されている。運営ができなくなった場合、建物及び附帯設備一式を除去し、更地にして土地を管理とあるが、資本金100万円、前年度決算2,100万の赤字、今年度決算で500万円の赤字を計上した一般社団法人が、解体費数億と思われる権現荘を解体し、更地にして管理することは、現実的ではない。

2、委員会にてリスクへの対応と課題を出し、協議していることが、実は巧みなリスク隠しになっていないか。事業運営支援金として支出した9,000万円が、どのように使われていくのか、その確証を得ておらず、仮にアッサンが倒産しても、その9,000万円は、糸魚川市に返されることはない。市民にとって、これ以上のリスクはない。

3、アッサンをグループ企業である日成産業株式会社が支援するという事は、日成産業は、アッサンが糸魚川市から譲渡された土地建物を担保に取り、権利を設定する。あるいは日成産業に融資する金融機関が権利を設定することは一般的であり、仮に糸魚川市が、地元要望で再び権現荘を運営しようとするれば、担保設定を解除するための支出をしていくことにならないか。そうであれば、市民にとって、これ以上のリスクはない。これらのリスクについては、委員会では検討不十分なまま採決をされている。

以上の理由により、議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘を廃止する条例の制定について、関連して、議案第52号、財産の譲与について反対します。

○議長（松尾徹郎君）

次に、伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

糸魚川の未来を魅せる会、伊藤 麗です。

議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定についてと、議案第52号、財産の譲与について（柵口温泉権現荘）について、賛成の立場で討論いたします。

権現荘について、去年10月26日の全員協議会にて、9月29日に選定委員会が実施され、応募のあった事業者を柵口温泉権現荘の譲渡先候補者として選定することとなったことが報告され、その後、12月議会の建設産業常任委員会で、一般社団法人アッサンが優先交渉者として選定されたことが、同法人にも通知されました。

議会と住民から法人の形態が不安だとする指摘がなされ、行政は、具体的には複数の調査会社に依頼をして、優先交渉者とその関連企業の信用調査に加え、市長自ら関連会社の代表との面談を実施し、対応してきました。その結果、一般社団法人アッサンが譲渡先として妥当であると結論づけております。

ここまでの間、3月定例会での議案上程も見送るなど、行政の対応は、市の大切な財産を取り扱う上で、でき得る限り慎重に慎重を重ねたと私は評価しております。

去年の8月に行われたプロポーザルから、これだけの時間が経過したにもかかわらず、相手方も

よくここまで協議を続けてくれたと、柵口温泉権現荘の譲与に係る諸条件について合意という結果に、正直申し上げまして、ほっとしております。

選定委員会からの附帯意見は、（１）地元の貴重な資源を絶やすことがないように、山菜採り体験ツアーなどは区域を限定して実施するなど、地元との調整を行うこと。（２）施設修繕や設備改修などを実施する場合に、地元業者や資材を優先的に活用することとしており、また、住民説明会での意見の大半は、一日でも早く、これまでのように日帰り温泉と宿泊ができるようになってほしいでありました。

この選定委員会からの意見と地元住民の声を尊重し、これからの手続・運営がなされることを求めます。

譲渡に慎重を期すことは大切だと私も思いますが、指定管理者の募集で応募がなかったことを鑑みれば、これ以上の慎重とは一体何か、この機会を逃して再び住民、地域住民の求める権現荘の宿泊が再開されることは現実的にあり得ると思うのか。これから先も、市の施設として管理・運営を続けることができるのか。反対をする議員の皆様には、いま一度よくお考えいただきたいと思いません。

私、伊藤 麗は、本議案に賛成し、議員各位の皆様におかれましてもご賛同いただけますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔４番 新保峰孝君登壇〕

○４番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第５１号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定について、議案第５２号、財産の譲与について、反対討論を行います。

糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止し、北海道厚沢部町にある一般社団法人アッサンに譲与をするための議案であります。議案第５１号では、提案理由として、権現荘を譲与することに伴い条例を廃止するとあります。議案第５２号で財産を譲与したいので議会の議決を求めるとして、建物は、柵口温泉権現荘の本館、鉄筋コンクリート造り２階建て９７０．３１平方メートル、西館、鉄骨造り３階建て２，０２１．９８平方メートル、東館、鉄筋コンクリート造り４階建て１，７２７．４５平方メートル、ボイラー建屋、鉄骨造り平家建て３３．５０平方メートルとなっております。土地は、地目が宅地、学校用地、田（水田）、公衆用道路、雑種地等１万７０４．５５平方メートルとなっております。昔の単位で言えば、１町１反弱ということでありました。このほかに９，０００万円の補助金もつけて譲与することになっております。

糸魚川市は、企業誘致と同じく、固定資産税を３年間免除する。条件として１０年間は運営することとなっていると説明されております。

譲与の理由には、民間事業者の創意工夫を最大限に生かし、権現荘を活用した地域活性化の推進を図るためとあります。一般社団法人アッサンの代表理事は、高橋和子という方だと説明され、糸

魚川市が財産譲与する議案も出されておりますが、一般質問に対する答弁が明確でなく、正確でもないと思います。

厚沢部町の道の駅併設商業施設を指定管理で受託しているという件では、一体社員は何人なのか。市は正確に把握しているのか。グループ会社で再建したというかもい岳国際スキー場と宿泊施設に何億の資金を投入し、何年で回収できるのか、できないのか。本来であれば、契約予定者の財政状況を調べて判断しなければならないのに、グループ会社があるから大丈夫というなら、少なくとも議会に明確に説明できるようなしっかりした判断材料が出されなければなりません。出されておられません。今回出されている権現荘条例の廃止と財産の譲与については、不安定要素が大きいと考えますので、反対であります。

請願第3号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める請願について、賛成討論を行います。

現状の最低賃金制度は、構造的な欠陥があると指摘されております。低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況を基に算出するので低いままに、高い地域ではその逆になります。最低賃金決定の3要素は、その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力を考慮して、地域別最低賃金を決めているということでもあります。これでは、低いところは低いままに推移していくしかありません。こうした状況を打開するには、全国一律にする手だてを取るしかないのではないかと思います。

請願事項は3項目であります。

1、最低賃金法を全国一律最低賃金制度にすること。2、地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと。3、引上げに当たっては、中小企業支援策の抜本的な強化を図ることの3項目であります。中小企業支援策も含め、願意妥当と考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定について及び議案第52号財産の譲与についての賛成討論を行います。

両議案は、柵口温泉権現荘の譲渡に係る議案であります。権現荘の経緯については、建設産業常任委員会において、柵口温泉権現荘についての総括に詳しくまとめられております。

権現荘は、旧能生町時代の昭和63年8月に直営方式でスタート、平成17年の合併後も事業が継続され、途中、民間支配人の登用や4億円のリニューアル工事を行っております。その後、能生町観光物産センター（第三セクター）による指定管理者方式に変え、令和5年度に至っては、宿泊事業をやめて、糸魚川市が直営で日帰り温泉事業のみを継続しております。

柵口温泉権現荘についての総括にあるとおり、今後は、市が施設を運営していくことが困難であ

るため、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした施設の有効利用を図るべく、民間譲渡に向けた取組をするとして、譲渡先を募集し、令和5年9月20日の募集締切りで1者の応募があり、協議の結果、譲渡先候補を一般社団法人アッサンに決め、令和6年3月をめどに譲渡契約の内容について調整を図ってきました。しかし、譲渡先候補のアッサンとそのグループ会社について時間をかけて調査するため、調査会社複数に依頼し、その結果を踏まえて、令和6年5月23日に市長がグループ会社と交渉し、令和6年6月14日に一般社団法人アッサンと合意書を締結し、糸魚川市から9,000万円の事業運営支援金を支払うこととしています。

今回の譲渡についてのポイントは、4つあると思っております。

令和6年6月4日の建設産業常任委員会の資料を基に考えますと、市が行う日帰り温泉の経費が収支の差引きで年間3,367万円の経費が必要となります。仮に10年間存続すると、途中で大規模修繕の1,485万円を見込んでおり、さらに通常の修繕費10年分を加えると約4億円となります。

その一方で、今回の条件で譲渡した場合は、糸魚川市が使用していなかった東館における空調設備などを使用できるように7,357万円をかけて大規模修繕をすることを前提に募集していました。令和6年の5月までの交渉により、外壁と屋根の修繕費1,643万円を加えて、トータルで9,000万円で合意をしており、それを支払うことになっております。つまり、入浴施設の年間経費3,367万円の約2.7年分の費用で譲渡することになります。この譲渡を行うことで、1つ目のポイントは、固定資産税が年間約500万円を見込めることであります。単純に18年間営業していただくと9,000万円分になります。

2つ目のポイントは、権現荘は各省庁からの補助金を活用しているため、その返還金合計額が1億8,650万円がありますが、これについては無償譲渡と、日帰り温泉事業と宿泊事業を継続することによって、それらの返還が免除となる予定であります。

3つ目のポイントは、地域要望である入浴と宿泊のサービスが受けられる一方で、市の負担になっている直営入浴施設の年間維持費3,367万円の負担を手放すことができます。

4つ目のポイントは、譲渡の募集をした結果、応募が1者しかないということで、この機会を逃すと、仮に次の応募をしたとしても、応募者が出てくるという保証がないことであります。

一般社団法人アッサンは、糸魚川市から9,000万円を含む3億4,264万円の設備投資を行うということで、その工事も地域経済に良い影響を与えたいと思います。さらに雇用についても地元の方を考えているとのこと。「木を見て森を見ず」と、よく議会で言葉が使われておりますが、9,000万円の支払いと譲渡先の会社の信用度の分析にのみ固執してしまうと、糸魚川市にとっての譲渡のメリットを失うこととなります。つまり、石橋をたたいて、たたき過ぎて石橋を壊す行為となってしまいます。

確かに、一般社団法人で大丈夫かと心配する声があります。そのために日成産業というグループ会社より10億円の投資支援金を充当すると資金調達計画に明記しています。さらに万が一、廃業や倒産となったときには更地に戻すことまで掲載しております。

結論からすると、行政改革の観点から森を見るということをするならば、譲渡は妥当と考えます。したがって、この両議案に賛成するものであります。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議員各位におかれましては、この両議案に賛同いただきますよう心からお願いを申し上げます。
以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定について及び議案第52号、財産の譲与について（柵口温泉権現荘）は、反対の立場で討論します。

柵口温泉権現荘の譲与に関する理由には、民間事業者の創意工夫を最大限に生かし、権現荘を活用した地域活性化の推進を図るためとあります。確かにそのとおりだと思います。よく糸魚川市内にファストフード店が少ないと言われていたのですが、そもそも採算が取れないようなところに、企業はお店を出してはきません。結果は、明らかだからです。

民間でも利益が出せないところは出せませんが、能生の田麦平にある当施設は、平成26年度、27年度にリニューアル工事総事業費3億9,303万2,000円を行い、施設の利便性や機能性の向上を図り、利用者の増加に努めたとあり、翌年の平成28年度は約1,300万円の利益をはじき出しました。この数字が粉飾でなければ、利益が出せる施設であると思えることから、実にもったいない施設であると考えます。この施設は、あらゆる可能性を模索しながら経営を立て直していくすべもあることから、当該優先交渉者にとられる必要性は必ずしもないと思います。

以上のことから、これらの議案に関しましては反対を表明して、討論を終了いたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

田原洋子です。

議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定について及び議案第52号財産の譲与について、賛成の立場で討論します。

柵口温泉権現荘は、旧能生町が通年観光を目指し、昭和60年から温泉開発調査を開始し、昭和63年度に能生町直営で本館が開業しました。現在の西館の新館を平成3年度、東館の別館を平成9年度に増築し、平成16年度まで、旧能生町、町営で運営が続けられ、平成17年度から平成28年度までは糸魚川市直営、平成26年度から平成28年度にかけて大規模改修を行い、平成29年度から令和4年度まで指定管理者による運営をしてきました。平成19年度からは、平成24年、平成25年、リニューアルの成果があった平成28年を除き、赤字経営が続いており、その理由は、人口減少による利用者減、特に日帰り入浴の主な利用者である能生谷の人口が51%減

少したこと、レジャーの多様化、名立に日帰り・宿泊施設に加え、プールが併設されている類似施設がオープンしたことなどが原因と考えられています。

また、宿泊の価格設定が手頃でなかったこと、大手予約サイトを利用するための広告宣伝費など、経費がかかり過ぎていたこと、指定管理者には、宿泊業を運営するノウハウが薄く、地域との連携や営業企画力が不足していたこと、料理に関する食材管理及び原価管理が不十分だったことも指摘するべき点です。

令和5年度以降の指定管理者の募集を行いました。応募者がなく、昨年度から糸魚川市が直営で日帰り入浴のみ続けています。しかし、日帰り入浴は単価が低いため、利幅が少なく、令和6年度の収支見込みでは、人件費、光熱水道、施設維持管理業務委託、修繕費、消耗品を含めて年間約3,300万円の赤字となっています。市民からは、権現荘は同級会や冠婚葬祭で帰省したときに利用したいと宿泊を再開する意見が、住民説明会でも多く寄せられていますが、このまま直営を続けていては、宿泊の再開はできないままです。

権現荘の譲渡については、令和5年8月10日にプロポーザルで募集を開始し、9月20日の期限までに企画提案書が提出されたのは、一般社団法人アッサンの1者のみであり、9月29日の選定委員会では、応募のあった事業者を柵口温泉権現荘の譲渡先候補として選定するとなり、交渉が始まりました。

この条件だったら運営をしたかったというのは結果論であり、後から幾らでも言えることです。プロポーザルには質問を受け付ける期間があり、財政支援について提案する項目もありました。提出の締切日を守る、このルールにのっとって提案されたのは、一般社団法人アッサンのみなのです。

プロポーザルの提案の中には、糸魚川市が強く求める日帰り温泉の10年間の継続、宿泊事業の継続があり、さらに地元雇用、地域資源の見直し、商品開発、情報発信、地域企業、産業との連携を図り、相乗効果を高めるとともに活気あるまちづくりに寄与するとあります。これは糸魚川市にとって大きなプラスになります。

このまま直営を続けた場合は、年間約3,300万円のマイナスだけではなく、ろ過装置などの大規模改修に加え、通常の修繕費が毎年かかってくるため、糸魚川市の負担があまりにも大きくなります。

この糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定と財産の譲与に対して反対するということは、市民が望む宿泊が再開されないまま、日帰り温泉のみを運営し、10年間赤字を出し続けるということを承認することになります。もしくは権現荘をなくさないでほしいという市民要望を無視して、権現荘を廃止すればよいのでしょうか。

10年間、日帰り入浴と宿泊施設を、事業をするには、譲渡のほかに何か良策はあるのでしょうか。赤字を出し続けたり廃止するよりも民間譲渡し、10年間、日帰り入浴を続けてもらい、宿泊を再開したほうが得策ではないでしょうか。

糸魚川市にとって、権現荘を譲渡せず、維持し続けることは限界にきていると思われます。議員の皆様におかれましては、糸魚川市にとって権現荘を民間譲渡するときは、今と決断して、権現荘の譲渡に賛成をしていただきたいと思います。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一でございます。

議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定について、同第52号、財産の譲与について、反対の立場で討論を行います。

地元の利用者の間からは、早くお昼など食事を提供してほしい。あるいは宿泊を再開してもらいたい、そういう話も聞かれ、私は当初は譲与案について、前向きの気持ちがありました。

しかし、先日の建設産業常任委員会で提示されました譲渡先の情報に関する資料について、非常に懸念される点が幾つかあることから、考え直さざるを得なくなったわけでございます。

この資料は、権現荘を無償譲渡するかどうかについて審査するのに判断材料となる、これまでの契約先の情報があまりにも少なかったことから、今回、情報をできる限り最大限委員会に示されたというものでありますけれども、やはり少な過ぎましたし、さらに疑問と心配が増す内容でありました。

その内容を見ますと、まず、契約先となります一般社団法人アッサンの従業員でありますけれども、19名とあり、また、売上高は、前年度7,500万、それから本年度8,800万円で、前年度は約2,100万円、今年度500万円、約500万円の赤字とあります。

まず、従業員の数の19名というのは、売上げの割には少し多く感じ、そこそこ大きな事業所のイメージで受け取られるかもしれませんが、一般社団法人ということなので、株式会社など、普通よくいう、一般にいう会社の法人の社員数と同じに数えられないのではないかと、そのような懸念がございますし、これは正確な従業員の数かどうか、また、本当に19名なら、売上げの割に多過ぎて、これでは利益は出ないのではないかと。なぜ一般社団法人なのか。従業員の19名の内訳、また、そういった経営状況など、この法人の経営実態が、よく分かりません。それがまた大きなリスクでもあるのではないかと思います。

次に、関連会社であります、このM・かもい岳株式会社は、宿泊業務を行っているということでもあります。正社員が8名で、パートほか15名、今年度の売上げは約8,200万円、約2,000万円の赤字であるというふうにあります。前年は、修繕などもあるということで約1億円の赤字でありました。こちらのほうには、パートの数や赤字の理由まで示されておりますけれども、2社とも一見、業績回復基調に見えるようでありますけれども、まだ、赤字から脱却をしておらず、なおかつ利益を出せるような安定した健全経営を見通している事業所となれるかどうかの材料は示されておらず、不透明であり、経営状況に不安が残るものであります。

グループの中核企業でアッサンに支援する立場にあるといわれます日成産業株式会社でありますけれども、こちらは資本金5,000万円、従業員14名、前年度の売上げは約42億円に対して、営業利益約2,740万円となっていて、この会社だけ今年度、恐らく5年度ということだろうと思うんですけれども、数値が示されておりました。

まず、売上げに対して営業利益2,740万円は、いかがなものでしょうか。事業をしていれば、

その年の何らかの要因で利益が少なくなって、時には赤字になることもあるわけでありませけれども、この資料だけでは分からず、不安であります。営業利益率について調べてみますと、普通、売上高に対する営業利益率は、低いと言われるサービス業でも3%以上、製造業などでは5%以上などと聞いたこともあるわけでございますけれども、それにしてもこの会社の営業利益率は、単純に計算して0.65%で、1%にも満たしておりません。たまたまこの年だけの常態化しているものなのかどうかは分かりませけれども、このような状態で、10億の支援は可能なかどうか、ちょっと心配なところあります。譲渡先の後ろ盾というか、本来、安心のよりどころとなる企業などで示されなは疑問であり、不安を払拭することはできません。

また、ホームページ上では資本金が2億円、従業員が24名となっており、いつ、いかなる理由で減収し、従業員を減らしたのか。経営状況の判断に重要な要素となる数値などの肝腎な情報が分からないのはいかがでしょうか。経常利益や、ここ数年の経営状況などが分かる財務諸表、資料、数値があれば、判断の材料の一助になるかもしれませんが、この内容だけで大丈夫ですと言える人は、その根拠は何なのか。提出された資料では触れておらず、説明もないので疑問と不安が残るばかりであります。せめて、この資料の調査会社がどこで、その調査した内容を信頼できる専門家などが見て、分析して、大丈夫と言うのであれば、それで相手に決めたというのであれば、それを示していただきたいかった。

また、ネット社会において、いつ減収し、従業員を減らしたか分からないが、2億円の資本金や従業員数をそのままの24名にして更新をしていないホームページを見ると、やはり信用という面でも不安が残ります。

この状況を見ると、グループ会社が十数社あるという話ですけれども、それらの経営状況も知らなくて大丈夫かなと思うわけでございます。おまえの心配は杞憂にすぎない、心配ないというのなら、その根拠を示していただきたいと思ひます。

権現荘は、設立時の経緯からしても、思い入れのある、市にしても市民にとっても大事な施設であり、譲渡先には安心して任せられる相手であってほしいので、提出された資料を見る限り、譲渡先には不安が大きく、慎重になるべきであり、賛成はできません。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、議案第51号並びに52号に対して、反対の立場での討論をさせていただきます。

現在、市直営で日帰り温泉として利用している権現荘を一般社団法人アッサンに無償で譲渡するものでありますが、無償譲渡というものの、9,000万円もの巨大な事業運営支援とするとして支出するということに、納得できるものではありません。

また、権現荘をめぐるこれまでの経緯を振り返り、その責任の所在をも明確にすべきだと考えます。

平成28年（2016年）9月の定例会での発議案、権現荘事業における行政責任を問う決議の提案理由の内容はこうでした。

柵口温泉権現荘事業においては、市町合併後、赤字経営と経営の改善を強く求められてきた。議会における改善への要望に対し、米田市長は、その都度、経営の改善と赤字の解消を約束してきた。平成21年度には、行政職員による旅館業務は困難として、小林金吾支配人を民間より登用し、改善を図るとしたが、翌22年には、過去最大の4,000万円の赤字を計上、7か年で1億円を超える赤字となり、市民の血税を補填してまいりました。施設の老朽化対策のためとして、平成26年には、約4億円もの巨費を投じ、リニューアル工事に着手しております。平成23年度より指定管理制度に移行するとの方針が、リニューアルの後、市直営で黒字にした上で指定管理者制度へ移行するというふうに変更されましたが、リニューアル初年度で2,400万円もの赤字計上となりました。

行政側は、赤字経営の理由として、リニューアル工事による休業、ペレットボイラーの導入、光熱水費の増大、食材原価率の増大などを理由として上げた。議会委員会の審査の結果、ずさんな経理状況や労働基準法に抵触する労務管理、保存義務のある伝票の廃棄、支配人による宿泊客特別室の無断使用、取引業者に旅館業務を無償で手伝わせ、無料での飲食、宿泊を提供するなどの実態も判明した。巨額の赤字に至る理由も、分析不十分で、到底納得できるものではありません。管理監督責任を問われた米田市長は、小林支配人の行為に対し、飲食のサービスは裁量権、特別室の使用は業務として宿泊行為であり、スタッフルームとして認めるとの方針を示しました。これは不正と疑われる行為を正当化しようとするものであり、許されないことである。

また、2年間直営を続けるとした方針も、9月15日の総務文教常任委員会において、特命随意契約で第三セクター株式会社能生町観光物産センターを指定管理者として、来年4月より移行、公募による指定管理者募集、選考委員会にて決定する方針まで一方的に覆しております。

本会議において、米田市長自ら報酬月額20%減、1か月の減給処分で責任問題を集結しようとしているが、これまでの経緯を見ても、到底納得できるものではない。度重なる不祥事を教訓とする市長として放漫経営を続けてきた責任は極めて重く、猛省を促すとともに、責任を明確にすることを強く求め、ここに決議する。この当時ですが、結果、結果としてはね、7対11で否決となった事件がございました。

さて、そのとき私も同僚議員と共に横領の証拠を探し出し、警察に対して告発。警察も本事案につきましても、摘発すべく動くも、裁判所より、起訴猶予の判断が下されました。大きな理由は、罪は認めましたが、小林元支配人より、糸魚川市が迷惑料になる示談金を受け取ったことが大きな理由と上げられております。こうして小林元支配人の横領事件は、うやむやのまま終わることとなります。

その後、2年間としていた直営管理を突如1年で指定管理制度に移行に方針転換、募集に当たっては数社が関心を示すも、株式会社能生町観光物産センターマリンドリームに特命随意契約なるもので指定管理者に指定。株主総会では、相次ぐ反対の声を抑えてのご決定でありました。

しかし、株式会社能生町観光物産センターマリンドリームは、6年間で約1億円もの赤字を計上して撤退しております。その後、指定管理者に手を挙げるものはなく、現在に至っております。

市長におかれましては、その行政判断と経営責任を明確にすべきであると思います。

今回の民間移譲においても、なぜ無償譲渡なのに9,000万円もの事業運営支援金が要るのか。契約の相手方は、なぜ一般社団法人の北海道の業者なのか。経営困難になったら親会社が支えるということだが、契約書には一切明記されておりません。委員から指摘があったように、甲は糸魚川市、乙がアッサン、丙が日成産業、甲、乙、丙をちゃんと明記し、赤字補填などの責任を明確にすべきであります。

また、ホテル経営のノウハウがあるとされるグループ会社も2018年に破産したかもい岳スキー場プラッサの後、2020年にM・かもい岳に経営が移譲され、ホテル経営は2024年1月からと、とても浅く、一抹の不安があります。肝腎の経営スタッフも、本社からの派遣計画は示されておらず、営業計画や改修契約、図面なども全く示されておりません。

資産価値、約4億円もの土地と建物を譲渡するというのに、さらに9,000万円もつけてやること自体、反対でございますが、出すなら9,000万円の事業運営資金ではなく、改修工事補助金とすべきで、改修に当たり、工事費の3分の1、上限9,000万円とすべきであります。それが予算支出の本来の姿であります。

以上の理由で、もっともっと、さらに熟考すべき契約であり、契約を結ぶのは、早いと思います。契約に当たり、詳細なことは公表できないとしておりますが、いや、市長を信じろと言われても、長々と過去を振り返ったように、到底信じられるものではありません。民間譲渡に反対するものではありませんが、議会前の全員協議会での説明もなく、契約というのはあまりにも審査が甘く、一般質問によって提出された新たな資料に質問もできないのは無念の極みであります。

先ほど来の賛成討論を聞いておりますが、権現荘を残す、残さないではなく、契約の内容、契約の相手方としてふさわしいか、ふさわしくないかを論議すべきなんです。紆余曲折を繰り返した権現荘、これで終わりは無責任で思えて仕方ありません。

以上の理由で本案に反対するものでありますが、最後に、議員諸兄に申し上げます。

決して、派閥や付度などに流されることもなく、この契約に賛成する責任というものを自覚して、判断していただきたい。反対するのは、たやすい。じゃあ代案を出せということで、私はこれまで何回も言ってきましたよね。一番安全なのは、地区運営にすることですね、何回も言いますが。その中で最小限の経費にして、他の公民館や支館と同じように地区の中で運営していく。そこで、要するに上がった利益については、その地区の中で十分に活用していただければいいと、つくづく思います。

それから、何ですか、お盆だとかなんとかに集まる場所がないとか、泊まるところないとか、あそこは柵口温泉郷であります。周辺を温泉に囲まれてるところ、権現荘だけよかったら、ほかの温泉はいいんですか。

また、柵口だけが温泉郷ではありませんよ。ほかにも温泉地はある。民間で潰れたような旅館ですとか、そういう店もたくさんあるんです。駄目ならば、潰れていく、淘汰されるのが資本主義社会の中の定めではありませんか。それを行政の支出だけで、もう何億円、6億円、7億円とですね、この市民の大事な血税をつぎ込んできて、今日まで来てるのではないですか。9,000万の手切れ金というような表現をしましたが、私としては、今日に至った経過や責任をやっぱり再度しっかりと考えてですね、市長にも責任を取っていただきたいと思います。

最後になりますが、本当に権現荘がその地区のためになるのか、また、権現荘自体が市民にとつ

て手の届かないことになってしまうという契約内容につきましては、十分配慮する。反対する議員を攻撃するのは簡単ですが、そこまではちゃんと、私としましてもですね、ただ反対するだけではなくて、考えているつもりであります。

長くなりましたが、これで反対討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号、糸魚川市温泉施設権現荘条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第3号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める請

願を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第5．議案第55号から同第57号まで、同第59号及び請願第4号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第55号から同第57号まで、同第59号及び請願第4号を一括議題といたします。

本案については、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、7月1日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願第4号は不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第55号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、改正理由は地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行の手数料を徴収するため、所要の改正を行うものである。戸籍に係る電子証明書提供用識別符号の内容は、国及び県の行政手続において、戸籍の電子的記録事項の証明情報を提供するために必要な16桁のコードであり、当該識別符号を国及び県の行政機関に提出することにより、紙ベースの戸籍謄本等の提出が省略できることになるが、運用の開始は、国及び県の行政機関のシステム整備が必要であり、実際の開始は令和6年度末の予定である。戸籍謄本等の提出が必要な行政手続としては、年金、パスポート等の申請があり、現在、申請書に紙ベースの戸籍謄本等を添付して提出するが、変更後は、紙ベースの戸籍謄本等の提出は不要となり、申請書に戸籍電子証明書提供用識別符号を添付して提出し、国等が戸籍電子証明書を確認することとなるという説明に、委員より、高齢者への対応についての質疑があり、高齢者の方にも分かりやすく説明をし、進めていくが、今回は、その識別符号用の通知書を出せるということであって、変更後も、戸籍謄本の提

出も可能であるという答弁がありました。

識別符号の取扱いについての質疑では、戸籍については各市町村でデータ入力管理をしており、それと同じ副本が、法務省のほうのサーバーで管理している。今回のこの識別符号については、あくまでも国・県の行政機関が、その戸籍のデータを確認するための暗証番号で、この符号を用いて、法務省のサーバーにアクセスをして、必要な戸籍情報を得るということで、一般市民の方は、そこを見に行くということは物理的にはできない。識別符号の発行の際の本人確認については、マイナンバーカードや運転免許証といった写真つきの身分証明書をもって確認するという答弁がありました。

委員より、国の考え方でいろいろひもづけされる可能性があり、慎重にしたいとの意見があり、起立採決の結果、起立多数により、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第56号、糸魚川市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、主な改正の内容は、短時間勤務職員等の複数名配置による常勤換算を可能とする常勤換算方法による配置基準と、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を担当区域ごとに1人ずつ配置することとされていたものを、区域全体で合算して3職種の人員基準を満たせばよいこととされた専門職の配置基準の緩和であり、いずれも人材確保が困難となっている状況を踏まえ、人員配置基準を緩和する改正である。

市としては今回の条例改正を受け、直ちに担当区域の再編や配置の見直しを行うのではなく、現在の5か所のセンターで3職種を配置できるように、委託先法人と引き続き連携を図っていくという説明に、委員より、専門職の確保と処遇改善について質疑があり、ある程度範囲を広げ、資格があっても現在勤務していない方を見いだすなどして、いずれのセンターの区域にも3職種そろそろ形にしたい。国に対しても、介護職や専門職の処遇改善について、保険料の負担が大きくなるように、国が処遇改善分を別枠で手当するなど、要望をしていきたいという答弁がありました。

次に、議案第57号、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、担当課より、本年12月2日から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、本規約で定める広域連合及び関係市町村の処理する事務について整理するものであるという説明に、委員より、これは個人番号制と連動しているということで賛成できないという意見があり、採決は起立により行い、起立多数により、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号、令和6年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、担当課より、7款償還金は、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う国・県等への返還金であるとの説明に、質疑はありませんでした。

次に、請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願では、紹介議員の説明の後、各委員より意見が述べられ、紙より安くつく、あるいは過去のデータに基づいての医療が受けられる。社会のデジタル化に必要な等のご意見が出され、起立採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択となりました。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第55号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、別表1全般の表中、一般的な戸籍の謄本、もしくは抄本または磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付が、1通450円だったものを、一般的な戸籍の謄本もしくは抄本の書面の交付450円、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行、1通400円に分離する等の内容であります。

戸籍に係る電子証明書を提供用識別符号の発行の手数料を徴収するためということではありますが、国民総背番号制度に様々なシステムを接続し、国が地方自治体の個人情報を集めていく流れに沿ったものと考えますので、反対するものであります。

次に、議案第57号、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、被保険者証が廃止されること等に伴い、規約を変更したいものであるということであります。

広域連合としては、やむを得ないことであると思いますが、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込むマイナ保険証となることに伴う変更ということであります。国の責任であり、新潟県後期高齢者医療広域連合に責任はありませんが、このような国のやり方は容認できませんので、反対するものであります。

次に、請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願について、賛成討論を行います。

請願項目は、1、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。2、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまで、現行健康保険証を存続させることの2項目であります。

国は、マイナンバーカードと個人情報のひもづけを増やしていく方針に沿って、強引に進めておりますが、マイナ保険証に対する国民の不安は大きいものがあります。申請による任意の判断に基づくということ、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまで、現行健康保険証を存続させることは、多くの国民の思いだと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

田原洋子です。

請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願について、反対の立場で討論します。

現在使われている紙の健康保険証の発行は、令和6年12月2日に終了し、マイナンバーカードでの保険証、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。これについて、現行の健康保険証の存続を求める声がありますが、マイナ保険証のメリットについて理解が進んでいないのではないのでしょうか。

紙の保険証からマイナ保険証に切り替えるメリットは、大きく5つあります。

1つ目は、発行経費の削減です。

市町村が発行する国民健康保険と後期高齢者医療制度の現行の紙の健康保険証は、毎年発行されています。このため発行する業務の人的費、印刷代、発送するための郵送代がかかっています。

また、紙の健康保険証は毎年更新されるため、毎年、名刺サイズの紙がごみとなります。紙の健康保険証には生年月日、住所など個人情報が多く印字されているため、大抵は古紙としてリサイクルされず、細かく裁断して燃えるごみとして処分する方がほとんどではないのでしょうか。これは、環境に優しいとは言えません。マイナ保険証には有効期限がないため、発行経費が削減できます。

2つ目は、診療情報の共有化です。

マイナ保険証は、薬剤情報などの提供に同意することで、お薬手帳を見せる必要がなくなり、過去に処方された薬や特定健診などの情報も医師、薬剤師に共有されます。複数の医療機関を受診している場合、診察情報が一元化され、薬の飲み合わせの確認が容易になり、重複する投薬の回避などは、医療費の軽減にも役立ちます。現在の症状だけではなく、特定健診の結果からの推移を調べるために、健診結果を持参してくださいと言われて、しまい込んだ健診結果の紙を探した経験は皆様にございませんか。

マイナ保険証では、診察結果を探す手間も保管する場所も必要なくなります。また、旅行中や外出中に具合が悪くなった場合でも、マイナ保険証を持っていれば、診察情報や健診結果、服用している薬などが分かり、救急救命行為を迅速に行うことができます。

3つ目は、高額医療費の限度額を超える支払いの免除です。

高額医療費は、1日から月末までにかかった医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が後で払い戻される制度です。

高額医療制度を利用する場合は、一旦、医療費の全額を支払い、後から払戻しを受けるか、事前に限度額適用認定書を提示する必要があります。払戻しには、医療機関等から提出される医療報酬明細書、通称、レセプトの審査があるため、一般的には診察日から3か月以上かかり、一時的とはいえ、払戻しされるまでの経済負担があります。事前に認定書を提示するためには、加入している各種健康保険組合、協会に申請書を取り寄せて、記入、申請と手間がかかり、自宅に届いた申請書を医療機関まで届ける必要があります。

しかし、マイナ保険証は、マイナンバーカードで資格確認が行われるため、紙の認定書を持参したり手続する手間がなくなります。

4つ目は、確定申告の医療費控除申請の手続簡素化です。

マイナポータルで保健医療を受けた記録が参照できるため、領収書を保管、提出する必要がなくなります。さらにe-Taxと連携することで、医療費控除に関する計算、記入を自動で行えるため、確定申告の手間が大幅に減らされます。

5つ目は、健康保険証の更新が不要です。

紙の保険証は、転職、就職、引っ越しをした場合、新しい健康保険証の発行が必要ですが、マイナ保険証は、そのまま受診、薬局で使えます。ほかにも顔写真があるため、健康保険証の不正利用防止にも役立ちます。

メリットが多いマイナ保険証ですが、12月2日以降、紙の健康保険証が使えなくなるわけではありません。令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間、有効とする経過措置が取られています。また、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有されていない方には資格確認書が無償で交付されるため、従来どおり保険診療を受けることができます。さらにマイナンバーカードは、申請に基づき交付されるものであり、マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の切替えは、任意であることに変わりはありません。

マイナ保険証は、医療のDX化を通じて、医療保険事務の効率化や医療サービスの向上を図れるため、請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願には、反対いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願について、賛成の立場で討論します。

マイナンバー保険証をめぐる混乱に関しましては、既に多くを語る必要もありませんが、1つ深刻な事例をお話いたします。

これは東京新聞の6月2日の朝刊ですが、持病に苦しむ患者さんが処方箋をもらって、ある薬局を訪ねたところ、保険証での扱いを拒否され、マイナンバー保険証への切替えを強要され、やむを得ず、病気に苦しみながら変更手続をさせられ、やっと薬をもらえたとの事例です。本来、今は過渡期なので、現行の保険証でもマイナンバー保険証でも有効なはずなのに、このような非人道的、病人の弱みに付け込むような薬局の対応が起こるのは、国の支援金の支給があるために、医療機関がこのような対応をしてしまうのです。

私は、ここで現行の保険証とマイナンバー保険証の優劣を論じるつもりはありません。むしろデジタル化のトレンドが進めば、マイナンバー保険証への流れは不可避かもしれません。

しかし、このデジタル化は、政府も言っているように、誰一人取り残さないものでなければなりません。お金や力づくの推進ではなく、みんなでもっとゆっくりやってくれという請願、つまり意見表明なのであります。

まずは、どちらの保険証も有効であるという当たり前のことを確認し、個人情報の漏えいを懸念したり、長年使って、親しんでいる健康保険証を手放せずにいる方々に配慮して、もっとゆっくり有効期間を延ばしてほしいという請願なのです。

さて、現在は、民主主義の世の中ですが、地方議会がお上に盾突いてよいのかという意識の議員さんもおいでかもしれませんが、今申し上げましたとおり、マイナンバー保険証の可否を論じたり、ましてや政権支持とか、しないとかを議論するものでもありません。みんなでもっとゆっくりやってくれという、多くの方が抱く不安や思いを議会が代弁して、中央に届ける請願であります。多くの議員各位のご賛同を心からお願いして、討論を終了いたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願に賛成の討論を行います。

政府は、2024年12月2日をもって健康保険証の新規発行を停止し、1年間の経過措置をもってマイナ保険証への移行を進めることを決定しました。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部の改正を受けたものであります。マイナ保険証に一本化し、現行の健康保険証を廃止することは、漏えいのリスクを伴う制度へ強制的に組み込まれる点で国民のプライバシー権を侵害する危険もあり、また、これまで国民が享受してきました保険診療を受ける機会を不当に後退させることにもなりかねないおそれもあることから、本請願を含意妥当として賛成いたします。

認証方式は、顔認証を基礎とし、同意すれば、例えば風邪のような軽い病気で受診した場合であっても、画面上で同意を選択すれば、自身の過去3年分の受診歴、人によっては知られたくないような病歴などを提供することを意味することにもつながるところであります。

また、お年寄りなど、顔認証や暗証番号の入力が難しい人もおられます。高齢者施設の人でも管理が大変だという声も聞かれるところでもあります。マイナ保険証にしたくないという人には、現行の健康保険証を残すべきであると思います。

マイナ保険証により接続可能となる診療、投薬情報は、特に秘密性が高く、マイナ保険証導入に当たって準備された事務処理方法、セキュリティーシステムは脆弱でもあり、漏えい等のリスクが最小化されているとは到底言えない状況でもあります。現に、マイナ保険証データのひもづけの誤りが多数に上るなど、ミスも多いことが明らかにされており、他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いでおり、生命に関わる問題として不安が広がっているところでもあります。すなわち、現行の健康保険証をなくして、トラブル続きのマイナ保険証だけになったら、混乱を招くだけ

であります。

また、交付を受けたとしても管理ができないことによる様々なトラブルが生じることは避けられず、多くの国民が不安を抱え、患者も医療機関も望んでいません。マイナ保険証への一本化を見直し、現行の健康保険証を残すよう求める本請願に、賛成いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願に対する賛成討論を行います。

22日、政府は現行の健康保険証を12月2日に廃止し、マイナンバーカードを保険証として使うマイナ保険証に一本化することを閣議決定いたしました。マイナンバーカードの取得は任意としながらも、現行の健康保険証を廃止し、事実上の強制をすることは許されません。

マイナンバー情報の総点検も、総点検と言いながら、対象を限定した上に、ひもづけ誤りを点検したにすぎず、点検の対象も内容も不十分であります。このようなその場しのぎの点検で、健康保険証を廃止することなど、あまりにも横暴ではありませんか。

現行の健康保険証を廃止すれば、これに伴う費用や人手等も大幅に増加いたします。マイナ保険証を持たない全ての人に資格認証書を交付、マイナ保険証の保有者には、マイナ保険証が利用できない場合に提出する資格情報のお知らせを送付、さらに高齢者施設等への対応として、暗証番号が不要な顔認証カードを発行するとしております。これらは、現行の健康保険証を存続すれば、いずれも不要であり、税金の無駄でしかありません。

共同通信社の世論調査によりますと、マイナンバーカードに一本化するため、現在の健康保険証を廃止する政府の方針に対し、撤回すべきであるが41.7%、延期すべきであるが31.4%、合計約73%が保険証廃止に反対をしております。

医療現場でも、マイナ保険証による資格確認には、人手も時間も取られるため、このまま現行の健康保険証廃止を強行すれば、大混乱に陥るのではないかと強く懸念しております。

私もこうした意見に賛同し、本請願に賛成するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、糸魚川市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、令和6年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第4号、健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を2時半といたします。

〈午後2時21分 休憩〉

〈午後 2 時 3 0 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 6．議案第 5 8 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 6、議案第 5 8 号、令和 6 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。
本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10 番 東野恭行君登壇〕

○10 番（東野恭行君）

本定例会で当委員会に分割付託となりました議案第 5 8 号については、6 月 2 7 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、否決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

消防本部の関係部分では、今年度、初めて開催する糸魚川市消防団フェスタについて説明があった後、委員より、この事業について消防団の家族に対して日頃の感謝が伝わる事業にしてほしいという意見、また、訓練や講演会などで関係者が集結したときに有事があった場合、対応に遅れが生じる可能性も懸念されるので気をつけてほしいという意見がありました。

こども課の関係部分では、まず、担当から、駅北子育て支援複合施設整備事業に係る主なものとして、選定委員会の開催など、事業者選定に伴う費用、施設実施設計に係る令和 6 年度の出来高予定分のほか、旧東北電力ビルの解体工事費で、財源は国の補助金と市債としている。また、DBO 方式での事業募集については、受付を実施した 6 月 5 日から 1 4 日までの間に応募者があったので、予算が認められた後、事業者の選定作業を進めたいと説明がありました。

委員より、解体工事費が 9, 8 0 0 万円となっているが、以前に説明のあった概算額から、ほぼ倍になっており、納得ができかねる。市民にも説明がつかないのではないかと、工事費について問う質問があり、担当より、概算費用として上げていた 5, 6 0 0 万円は、類似施設の解体費を参考に算出したものであると答弁があった後、米田市長から、解体工事費の金額が大きく変化し、皆様にご迷惑をおかけした部分は、本当に申し訳なく思っていると発言がありました。

また、委員より、解体工事の管理の予算を問う質疑がありましたが、担当より、外部に委託せず、直営で実施する計画であると答弁がありました。

委員より、公募プロポーザルの申込数を問う質疑に対し、担当より、応募の有無は答えられるが、

談合防止の観点から、事業者数は答えることができない。プレゼンテーションは公開で行うので、そのときには数が分かると答弁がありました。

また、委員より、アスベストを含む建物の解体では、健康被害を防ぐためのコストが上昇を続けている。それだけ危険な工事と認識し、概算であってもしっかりと予算を見ていく必要性があると思うという意見がありました。

ほかにも多く意見が出た後、委員より討論の申出があり、曖昧な積算により、今までの議論が根底から覆された。今後、本体の設計や建設に入っていくわけだが、見込みとは言えないほどのかけ離れた数字を示された以上、戒めの意味でも反対という意見。また、この施設についての今までの議論が信頼感を欠くこととなったのは非常に残念であり、そこを理由に今回は反対するという意見がありました。

一方、賛成の意見として、駅北子育て支援複合施設の整備に応募した事業者があり、選定委員会の開催が必要になっていること、また、消防団員がなかなか確保できないという現状の中で、家族の理解、感謝を伝えることを目的とした消防団サポート事業は賛同できるものであり、補正予算に賛成という意見もありましたが、起立採決の結果、起立少数により、否決となりました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第58号については、6月28日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

能生事務所関係では、担当課より、権現荘支援事業は、相手方からの設備投資、修繕費にかかる約3億4,265万円の3分の1の1億円の要望があったが、その投資見込額のうち、外壁及び屋根の修繕に係る費用約3,800万円と、市が試算して、募集要項に記載した大規模改修費用約7,357万円の合計約1億1,057万円について、双方による協議の結果、9,000万円を事業運営支援金として支出するものであると説明があり、委員より、市が支出する9,000万円は、以前から修繕しなければいけないという部分であり、そこはしっかり直して渡すという意味での金額なのかとの質疑に、担当より、東館の冷房は、現時点ではもう動かない。配管の修繕や清掃に係る費用もこれに含まれている。それに加えて、外壁及び屋根の修繕に係る費用として見越した約1億1,057万円について、9,000万円で合意したものであると答弁がありました。

委員より、この9,000万円を支払うタイミングについて、例えば外壁とか屋根の修繕後に支払うものなのかとの質疑に、担当より、修繕費の一部として9,000万円を約束しているものであり、相手方のほうで予定している3億円以上の初期投資先が終了し、修繕が確認できた段階でお支払いするべきものと思っていると答弁がありました。

委員より、予定している大規模修繕の業者選定や工事方法については、糸魚川市ではなく相手方が判断するという事によるかとの質疑に、担当より、大規模修繕の業者選定や工事方法は、相手方が判断することになるが、可能な限り地元の業者を使ってほしいという要望をしていると答弁がありました。

商工観光課関係では、担当課より、地元産品販路拡大支援事業は、ジオパークの大地が育む「食」を、より付加価値の高い「美食 ガストロノミー」に発展させるため、市内外の食に関わる方々が連携して商品開発やツアーを造成することで、さらなるブランド力の向上と販路拡大を目指すものであると説明があり、若干の質疑はありましたが、特段報告することはありません。

農林水産課関係では、担当課より、農林水産業施設災害復旧費約3億3,000万円について説明があり、若干の質疑はありましたが、こちらも特段報告することはありません。

建設課関係では、担当課より、除雪機械整備事業及び克雪地域づくり除雪機貸与事業は、昨今の原材料、資材等の高騰や輸送費の上昇などの影響を受け、機械価格が値上がりしたことにより、購入費用を追加で補正したいものである。道路修繕事業は、能登半島地震により被災した京ヶ峰地内の市道京ヶ峰中央線において、側溝修繕及び蓋がけにより、道路幅員を確保したいものである。土砂災害緊急事業は、能登半島地震により被災した太平寺地内の能生川左岸ののり面崩壊について、のり面保護を行うため、被害状況の調査等を実施したいものである。これについては、現地視察も行っております。住宅・店舗リフォーム支援事業（物価高騰対策）は、リフォーム工事における物価高騰の影響を軽減するとともに能登半島地震で被災した住宅の修繕に対応するもので、申込み状況により不足が見込まれることから、増額したいものである。現年公共土木施設災害復旧事業は、市道、高倉・大洞線ののり面崩壊について災害復旧工事を行うものであると説明があり、委員より、住宅・店舗リフォーム支援事業において、1件当たりの被害総額はどのくらいの方が多いのか。また、この補正予算により、申請期間がもうこれで最後になるのか、まだこの後に出てくるのかとの質疑に、担当より、6月27日の時点で申請件数が971件となっている。昨年度のリフォーム補助金の申請件数は約430件であり、倍以上の申請となっている。1件当たりの被害総額については、現在、申請書の審査中であるため一概にはいないが、屋根瓦の被害が非常に多く、全体の申請件数のうち、3割程度となっている。金額についても様々で、30万円ぐらいで応急的に済ませるものもあれば、屋根瓦全体を吹き替えて100万円を超える工事もある。申請期間は4月1日から7月1日までの約3か月となっており、今回補正で増額するが、申請期間は延長しない予定であると答弁がありました。

都市政策課関係では、担当課より、鉄道利用促進事業は、えちごトキめき鉄道車両への海洋高校出身の関取などのラッピング経費やお披露目のイベント開催委託料、糸魚川市から松本市までの沿線自治体で組織する期成同盟会において、今年度実施するプロモーション事業の経費に対する当初の負担金、また、大糸線沿線自治体ほか、JR西日本で組織する活性化協議会において、6月1日から来年3月31日までの期間、糸魚川駅から白馬駅間までの間、1日4往復する増便バス事業の運行経費に対する当市の負担金であると説明があり、委員より、増員バスについて実際に乗車したところ、鉄道とはまた違った大型バスを使っているという魅力があった。見る位置が高く、窓も広い、また、違った角度からの大糸線沿線の景色を眺めることができた。そこをぜひ周知してもらいたい。新幹線の沿線においてはしっかり周知されていると思うが、糸魚川市民へもしっかり周知し

てもらいたいなどの質疑に、担当より、今後、乗車につながるようなプロモーションイベントを発表する予定である。より鉄道に乗っていただく取組をしていきたいと考えている。また今後、秋のシーズン、冬のシーズンということでシーズンも変わってくる。この時々で、多くの方が鉄道、また増便バスに乗っていただけるような取組を展開していきたいと答弁がありました。

委員より、新幹線から増便バスへの接続時間について、すぐ10分以内で乗り換えるというのは、先を急ぐ人にとっては便利であるが、やはり糸魚川にお金を落としてもらうためには、接続時間が30分以上あったほうが周辺で買物をしてもらえる。そういったところから、来年の3月までということだが、今後も継続するようであれば、そういったダイヤについても精査してもらいたいと思うがとの質疑に、米田市長より、接続という形の中でスムーズにやれるという形の中では限られた時間での乗換えとなるが、今までも様々なお客様から、降りても何も買うところがないと言われるのは逆にマイナスになる。これについては観光協会、また、ジオパークの中でどうすればお客様に喜んでもらえるかということを考えてときに、そういった受皿を作っていないと、1つのところだけで対応しても、やはりつながっていないとお客様が逆に不安を持って帰ってしまうおそれがある。待ち時間が増えたときに街の中を歩いて喜んでもらえるような環境というのは、駅周辺の皆様方とそういった情報交換をさせていただきながらやっていきたいなと思っている。そういったところを整理しながら進めていきたいなと思っていると答弁がありました。

委員より、角度が違うかもしれないが、ローカル線同士のネットワークみたいなもので、様々な課題を国に働きかけていくようなことができないか。少し広く物事を捉えていくという視点、共通目的を持って一緒に運動していくという取組をしてもらいたいと思うがどうかとの質疑に、米田市長より、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会の大町市長ともその辺の話をしている。当然、国の大きい力もいただかないといけないという部分では、国会議員であるとか、そしてまた、全国には危うい路線が多数ある。その辺をどのように連携させていくかというのは、やはりこの行動の中に入れていかななくてはいけないという話をさせていただいている。その中で、新潟県や長野県が加わってくれていることが非常に、いまだかつてない追い風になっていると思っている。両知事からもそういったところを言っていることからも、そのようなネットワークができる可能性はあるかと思っており、その辺を詰めていきたいなと思っていると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に同委員会に分割付託となりました議案第58号については、7月1日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

市民課関係では、担当課より、定額減税補足給付事業（物価高騰対策）は、定額減税補足給付金のほか、給付事務の委託料及びシステム改修委託料等であり、物価高騰による国民の負担を緩和するため、令和6年分の所得税と令和6年度分の個人住民税の減税を実施するとともに、それを補足するため、定額減税し切れない方へ給付金を支給するものである。給付金の対象者は、令和6年度の個人住民税が糸魚川市で課税され、かつ、定額減税額が減税前の所得税及び個人住民税（所得割額）を上回る方である。給付金の支給手続は、8月から11月までに行う予定だが、令和6年分所得税及び定額減税実績額が確定した後、給付金に不足が生じる場合には、当該不足分を令和7年度に追加支給するという説明に、委員より、住民税、所得税の把握についての質疑があり、給与の方は、勤め先から市に源泉徴収票と同じように給与が報告され、年金受給の方は、年金機構から市へ年金支給額の報告があり、また、確定申告の方は税務署を通じて確定申告の内容が市に届けられている。それ以外で収入が一切分からない方に関しては、市民税の申告をしていただくようお願いしているという答弁でした。

そのほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

福祉事務所関係では、担当課より、新たな住民税非課税世帯支援事業（物価高騰対策）及び新たな住民税均等割のみ課税世帯支援事業（物価）について、物価高騰の影響を受ける低所得世帯及び子育て世代の経済的負担を軽減するため給付金を支給するものであり、令和5年度に実施した非課税、均等割のみ課税の対象世帯以外で、令和6年度に新たに非課税、均等割のみ課税となった世帯に1世帯当たり10万円、18歳以下の子供がいる場合は、1人当たり5万円を加算して給付するものであるという説明に質疑はありませんでした。

健康増進課関係では、担当課より、がん患者等医療用補正具購入費助成事業は、がん等の治療に伴い、医療用補正具を使用するがん患者等の経済的・精神的な負担軽減を図るため、補正具購入に対して助成するものであり、財源の一部は、がん患者医療用補正具助成事業補助金である。がん治療に起因する脱毛、または乳房の切断により、補正具が必要となるものや疾病等に起因する脱毛により補正具が必要である3歳から18歳までの者を対象とするが、成長に応じ、必要性がある場合、この限りではない。助成対象経費は、助成対象物品購入費の2分の1を補助、上限額を5万円とするという説明に、若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、議案第58号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

議案第58号、糸魚川市一般会計補正予算（第1号）、歳出、3款2項2目駅北子育て支援複合施設整備事業費、補正額1億2,254万9,000円、及び歳出、7款1項3目権現荘支援事業費、補正額9,000万円への反対討論を行います。

駅北子育て支援複合施設整備補正額1億2,254万9,000円は、旧東北電力ビル解体工事費9,800万円、駅北子育て支援複合施設実施設計料見込額8,000万円の3分の1の2,400万円が主なものですが、解体工事費9,800万円は、当初、議会に示されていた概算工事金額5,600万円であったものが4,200万円、75%の増であり、当初予算の精査が足りないさんなものとして、行政への不信を招きました。幾ら国からの有利な補助金が使えらるとはいえ、議会への対応として遺憾に思います。この後に続く駅北子育て支援複合施設整備の設計、工事、運営に対する市民の信頼を失落・失墜するものと考え、この補正には反対します。

また、実施設計料見込額8,000万円の一部、3分の1の2,400万円は、詳細の設計資料作成と完成予想図作成の委託費ということですが、これまでの行政の進め方を見ると、その金額にふさわしい価値を持つ設計となっていくのか、正直分かりません。

私が、よい参考例として紹介した塩尻市の複合施設「えんてらす」は、2019年の竣工、延べ床面積2,172平米、建物工事費8億5,000万円、設計委託費6,539万円で、長野県を代表する設計事務所が設計しました。また、来春竣工の燕市の屋内子供遊戯施設は、延べ床面積1,485平米、建物工事費約16億円、設計委託費は、プロポーザル方式により3,300万円、その中にプレゼンテーション用パーツと動画作成が込みとなっています。議会で債務負担行為が議決され、DBO方式で進めることとしたとはいえ、近隣住民からのヒアリングや建設推進に疑問を持つ市民への説明がおろそかと私には感じられます。

また、先日の総務文教常任委員会では、今後、資材等高騰などで予算が超過した場合は規模縮小も考えられる旨の発言が行政側からありました。駅北キターレのときのように、突然、設計変更して、規模を縮小し、工事予算に合わせるという愚かな行いを行うのではないのでしょうか。議会、市民に示された要求水準書がなし崩しになっていく、その一方で、高額な設計費の支払いだけが進んでいき、さらには高額な工事費へとつながっていくことも私は心配しています。内容が定まらず、変わっていく不確かなものに2,400万円の支出はできません。

歳出、7款1項3目権現荘支援事業費補正額9,000万円は、議案第51号、第52号への反対討論で申し上げたとおり、譲渡先の一般社団法人アッサンへの事業運営支援金9,000万円の支出は、米田糸魚川市長とアッサン代表とが交わした合意書に基づくことを理由としています。これにより、アッサンが10年間の権現荘運営をするという保証はなく、事業が続けられなくなった場合の責任の所在も不明確です。仮にそうなった場合には、市民の血税9,000万円は、どこへ行くのでしょうか。恐らく、二度と戻ってはこないでしょう。

これは市民にとっての大きなリスクです。これらのリスクへの対応が、委員会での調査が不十分だったと私は考えます。議会のチェック能力の劣化不足は、市民と未来の子供たちに大きなツケを

回すでしょう。

以上の理由により、議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）について、反対します。

○議長（松尾徹郎君）

次に、阿部裕和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

阿部議員。〔2番 阿部裕和君登壇〕

○2番（阿部裕和君）

みらい創造クラブ、阿部裕和でございます。

議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）は、3款2項2目事業ナンバー31、駅北子育て支援複合施設整備事業の施設解体費や、7款1項3目事業ナンバー11、権現荘支援事業で多くの議論が交わされましたが、このほかにも、本補正予算には、市政運営を進める上で重要な事業も含まれており、各事業におけるポイントを整理し、賛成の立場で討論いたします。

駅北子育て支援複合施設整備事業では、基本計画に記されている施設解体費が5,600万、本補正に上がってきた解体費が9,800万円と大きな開きがあることが論点となりましたが、このビルはアスベストが含まれているビルであり、基本計画の解体費5,600万円は、アスベストの正確な含有量も不明な中で算出されたもの、さらには今から6年前の平成30年に出された概算であります。地域住民をはじめ、市民の安全を守るためには、アスベストの適切な処理が重要であり、その除去には専門的な技術と設備を必要とします。また、近年の産業廃棄物処理費用の高騰や人件費、資材費の上昇もあり、近年、どの事例を見ても解体費は高騰傾向にあります。このことから、この予算は妥当だと考えます。

権現荘支援事業では、支援金として9,000万円支出するものですが、今まで市が保有する施設を譲渡する場合、譲渡先と協議し、施設を使えるものに修繕した後、譲渡してきた背景があります。譲渡先であるアッサンが、これからの事業を展開していく中で設備投資に約3億4,000万円かかる見込みであり、そのうち、現在修繕が必要なエアコンや外壁の修繕等への支援金として9,000万円支出することは妥当であると判断します。

また、現在の日帰り温泉を市の直営のまま行った場合、年間の支出が約3,300万円と試算されており、今後の施設整備、維持管理を考えると、このまま直営で運営していくのは困難であり、今後10年間の日帰り温泉の運営、さらに地域住民から要望があった宿泊の再開を確約したアッサンへの譲渡は、現状を踏まえると、適切な判断だと考えます。

また、譲渡することで、企業立地促進のための固定資産税課税免除制度が適用されても、免除期間の3か年が経過すれば、新たに固定資産税として毎年約500万円が市の歳入として見込まれること、宿泊の再開により交流人口の拡大に期待できることもあり、この支援事業により、市は様々な恩恵を受けられるものと考えますので、譲渡後もアッサンと連携を図り、市の発展に寄与する譲渡となることを求めます。

4款1項1目事業ナンバー36、がん患者等医療費補正具購入費助成事業50万円は、ウィッグ等の補正具購入費の助成を行うことで、がん治療等による外見の変化に伴う苦痛や経済的な負担の

軽減を図ることで、治療と社会参加等が両立できるよう支援するためのものです。この事業は、県のメニューを活用したのですが、さらに当市としても、それに上乘せする形で支援することは評価できる点であります。

8款7項2目事業ナンバー61、住宅・店舗リフォーム支援事業では、物価高騰対策であります。能登半島地震で被害を受けられた方の住宅改修、修繕対応でもあり、必要としている方に支援が行き渡るよう、さらに4,000万円を拡充し、対応することも評価できる点であります。

主な事業を上げましたが、以上の理由から、議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）についての賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）について、反対討論を行います。

3款2項児童福祉費の駅北子育て支援複合施設整備事業ですが、予定地での施設解体工事に9,800万円、実施設計委託料に2,400万円等を計上されております。上越糸魚川沖地震が想定されておりますが、その際の津波と地震動を考えれば、子育て支援施設はより安全な、別な場所を考えたほうがよいのではないかと思います。

7款商工費の権現荘支援事業に9,000万円計上されておりますが、権現荘の土地と建物を無償で譲り受けたいという北海道厚沢部町にある一般社団法人アッサンに対する補助金とのことあります。一般的に契約相手を見る場合、しっかりした会社かどうかは、会社の業績、取引先等を見るのではないかと思います。現状でそれらが判断できる材料がそろっているとは言い難いと思います。

これらの理由から、本案には反対するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

糸魚川の未来を魅せる会、伊藤 麗です。

議案第58号、令和6年度糸魚川市の一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億6,180万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ276億180万6,000円とするものであります。

本議案においては、物価高騰対策として、国庫支出金が財源となる事業が含まれております。具体的に2款総務費の定額減税補足給付事業に3億3,300万円、3款民生費の新たな住民税非課税世帯支援事業、同じく民生費で新たな住民税均等割のみ課税世帯支援事業にそれぞれ3,748万円と2,875万円、また、この財源を利用して、8款土木費、住宅・店舗リフォーム支援事業に、当初予算と同額の4,000万円の補正があったことを高く評価しております。

3款民生費、駅北子育て支援複合施設整備事業については、総務文教常任委員会にて質疑に多くの時間を要した案件であります。実施設計費2,400万円、これは全体で8,000万円見込まれている金額の令和6年度中の仕事分であることを確認し、加えて、報奨金の54万9,000円は、選定委員会の設置に係る経費で10名分3回招集することを見込んでおり、既に事業所の手挙げがあったことは明らかになっておりますので、必要な経費であります。また、当初5,600万円と概算が説明されておりました旧東北電力ビルは、詳細設計により、施設解体費が9,800万円になったことについて、概算は石川県にある類似施設の解体工事を参考に割り出した金額だったと説明がありました。基本計画を見返しますと、建物解体費は、今後の詳細設計で精査することとしますという一文が、確かに明記されていることを確認したわけではあります。それにしても、市民感覚でこの差額は非常に理解し難く、今後の行政計画の中で概算を示す際には、このことを教訓に慎重な算出を願いたいと強く求めます。

7款商工費、権現荘支援事業費9,000万については、早期の権現荘宿泊再開を求める地元住民からも、財産を譲渡するのに、なぜこちらがお金を払わなければならないのかという声が上がっていることも、また事実であります。自由提案方式でのプロポーザルであり、相手方から2億1,157万円の財政支援の要望がされたことは、民間側の立場に立てば、当然のことだと捉えてはおりますが、その中でも市の補助金として支出するにふさわしい部分を選別し、交渉合意に至ったことに関して、私は評価に値すると考えております。民間譲渡に当たって、本来であれば、市が行うべき修繕にきちんと当てられたかどうかまでチェックすることを私は市民の皆様にお約束いたします。

また、住民説明会も当然行われることと思っておりますが、その際には、これまで同様、丁寧な説明を心がけ、住民の理解をきちんと得て、譲渡先の事業者と地元住民の橋渡し、調整役を担うことを行政に求めます。

以上、本議案に対して、伊藤 麗の賛成討論とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論します。

糸魚川市は、整備計画を進めている駅北子育て支援複合施設の建設予定地にある既存施設（旧東

北電力糸魚川営業所ビル)の解体工事費9,800万円を市議会6月定例会の補正予算に計上しました。実施設計をした上で、基本計画で示していた当初概算額5,600万円は、75%増となる4,200万円が加算され、公然と資材費、人件費及び家屋調査費等のアップを理由に上げて、理解を求めています。この財源内訳にある6,100万円は市債で、3年間据置きの9年間、合計12年かけて元利金を返済していかなければなりません。

また、同支援複合施設整備事業費として、令和5年度から令和9年度までに行う設計委託料、工事管理費及び施設整備工事費の限度額合計12億4,200万円の債務負担行為を設定していますが、同じく資材費等の高騰を理由に、設定枠に収まる保証はどこにもありません。今後、当市の人口や子供の出生数は増えていくようなシナリオはなく、補正予算による負担が毎年続いたり、際限なく膨れ上がることを危惧しており、今ある既存施設を活用することで十分と考えます。

同じく上程している市直営の日帰り入浴施設、柵口温泉権現荘の民間譲渡に関連する財政支援補助金として9,000万円の計上は、市が試算した空調設備など大規模改修費7,357万4,000円のほかに、外壁や屋根の修繕費として1,642万6,000円を負担しなければならない理由が全く分かりません。当施設の資産価値は4億1,850万4,000円であり、当該優先交渉者は、令和4年6月から道の駅厚沢部内の市商業施設の指定管理受託事業を業務としているようですが、まだ、さほど経営実績が長くないことから急いで取り組む必要性はありません。

議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算(第1号)には、物価高騰対策や鉄道利用促進事業など大切な予算が計上されており、誠に断腸の思いではありますが、以上の理由から、議案について反対を表明して、討論を終了いたします。

○議長(松尾徹郎君)

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾徹郎君)

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番(保坂 悟君)

公明党の保坂 悟でございます。

議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算(第1号)について、賛成討論を行います。主な事業を紹介し、意見を加えて発言をいたします。

2款総務費では、定額減税補足給付事業3億3,300万円は、物価高騰対策として国が行うものです。市内対象者は8,150人とあり、地域内の経済活動に反映できるように様々な角度からPRをしてほしいと思います。

鉄道利用促進事業1,400万円は、企業版ふるさと納税によるもので、大の里をはじめとした海洋高校出身力士をメインとしたデザインのラッピング車両1両をえちごトキめき鉄道で走らせるもので、お披露目のセレモニーや記念イベントを9月末に行う予定としており、えちごトキめき鉄道の利用促進や糸魚川市への交流人口が増えることを期待しております。

3款民生費では、ビーチホールまがたま管理事業100万円は、こども食堂に使用する冷蔵庫の購入とあります。こども食堂は、第3の居場所として重要な役割を果たしております。利用者の増加も考え、季節柄、食中毒を防止する意味からも、食品の安全性確保のために早急に対応すべきも

のと考えます。

新たな住民税非課税世帯支援事業3,748万円と新たな住民税均等割のみ課税世帯支援事業2,875万円は、どちらも物価高騰の影響を受ける低所得者及び低所得子育て世帯の経済的負担を軽減するもので、1世帯当たり10万円を支給するものです。また、対象世帯のうち18歳以下の子供がいる世帯には、子供1人につき5万円を給付するものです。8月中旬までに案内状を発送し、確認書を返送された後に内容を審査した上で給付金を支給するもので、食料品や光熱費などを考えると大切な事業と考えます。

駅北子育て支援複合施設整備事業1億2,254万円は、旧東北電力ビルの解体工事費の9,800万円と駅北子育て支援複合施設実施設計委託料の中間払い分としての2,400万円となっております。私とすれば、待ちに待った施設整備に向けてようやく動き出したという感じの補正予算であります。

以前、説明があった基本計画において、解体費は5,600万円とあり、その差額は概算とはいえ4,200万円もあります。当初の1.75倍との説明では、議員や市民から疑問を持たれても仕方ないレベルと考えます。概算に対する緊張感の欠如を心配しております。

しかしながら、だからといって解体をしないというわけにもいきません。むしろ建物については老朽化が激しく、壁の崩落などの心配もあり、アスベストを含む建物であることから、地域住民の安全・安心の観点から、解体自体はできるだけ急ぐ必要があります。また、立地が住宅密集地であることから、作業には様々な準備やマンパワーへの依存を考えると、経費が大幅にかかることが想像できます。

したがって、当初の試算の甘さはよくないことでありますが、スピード感を持って解体を進めるべきという考えから賛成するものであります。

この際、駅北エリアに、なぜ子育て支援複合施設が必要かについて、少し触れておきます。

このような施設のよい例としては、能生地域の児童館であります。立地がよいので気軽に利用できます。また、駅北は、バスやタクシーといった公共交通機関の新たな整備が要らないことです。閉鎖した学校等の利活用を求める声がありますが、遊戯場のみならず、親子で相談できる場所、冬期間でも通いやすい場所、悪天候でも行きやすい場所となると、立地適正化計画にある居住誘導区域に施設があることは、今後の持続可能なまちの構造を考えたとき、大変重要な要素となります。まして、駅南の液状化対策にも時間が必要かと思えます。駅周辺整備の観点からも、子育て支援複合施設を拠点として、民間の力で駅前や本町通りなど、新しい口の字商店街の活性化を推進すべきと考えております。

4款衛生費では、がん患者等医療用補整具購入費助成事業50万円は、過去の一般質問でも取り上げており、このたび、県の事業化に伴い、大きく前進した事業であります。抗がん剤による治療で頭髮が抜けてしまう場合に、ウィッグを身につけることで外出しやすくなるなど、大変よい事業と思えます。広く周知をすべきとも思えます。また、利用される件数は少ないかもしれませんが、誰もが患者となる可能性があります。闘病生活の中で少しでも気持ちを前向きになれるように、高価な補装具の購入費の支援は、とても有効な事業と思えますので、大賛成であります。

7款商工費では、権現荘支給補助金の9,000万円は、当初から7,357万円を大規模修繕費を含むという行政側の考えでした。アッサンからの支援金の要請を受け、調整した結果として

1,643万円を追加し、外壁と屋根の修繕費とするものであります。

この9,000万円は、権現荘の施設整備費となるもので、特に宿泊事業に必要なエアコンの整備が主なものであります。つまり、この施設を利用しようと思う方にとっては、9,000万円を出すことをやめてしまうと、1者しかいないアッサンとの契約が決裂し、その結果、入浴施設のみとなり、行く行くは入浴施設もなくなる可能性が、糸魚川市の財政上、起こり得ることになります。まさにこの9,000万円を投資するか、出し惜しみをするか、サービスを受けることを諦めるかの選択になるかもしれません。私としては、スキー場やゴルフ場がある能生地域の活性化には、9,000万円を投資とするほうが得策と考えており、賛成するものであります。

また、近い将来、海洋高校のサテライトキャンパス化やマリンドリームの構想が進んだときに、能生地域に宿泊施設があることは大切なことと考えております。

8款土木費では、道路修繕事業2,000万円は、能登半島地震による被災した後、京ヶ峰中央線の側溝に蓋をして、少しでも道幅を確保するもので、生活上必要と考えます。

住宅・店舗リフォーム補助金4,000万円は、当初予算4,000万円に加えて、元の倍の額8,000万円とするものであります。理由は、能登半島地震で被災した屋根の修繕を含むことから、昨年実績の430件から比較すると、6月27日時点で971件の申込みがあると説明がありました。地震からの復旧を推進する意味からも賛成するものであります。

9款消防費では、小学校キャリア教育推進事業25万円は、根知小学校で行われるアントレプレナーシップ推進事業モデル事業は、直訳すると起業家精神となりますが、意味とすれば、起業家的行動能力のほうが、基本概念に近いそうであります。

文科省では、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育として技術革新が進み、多くの仕事がAIやロボットに置き換わる中、人間に求められる力を変化していると見ています。若い人たちが、発想力、想像力、問題の発見や解決能力、情報収集と分析能力、チームワーク力、リーダーシップとサポーターシップ、コミュニケーション能力等を向上させる目的で推進しているそうなので、とてもタイムリーな取組と考え、賛成いたします。

11款災害復旧費では、農林業を中心に能登半島地震による被災からの復旧となることから賛成するものであります。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議員各位におかれましては、この補正予算にご賛同いただきますよう心からお願い申し上げます。以上です。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）につきまして、反対の立場で討論を行います。

3款2項1目駅北子育て支援整備事業、これにおける施設解体費、旧東北電力ビル解体費

9,800万円につきまして、旧東北電力ビルの解体につきましては、いずれやらなければならないと思っていましたし、この際、隣接する宮田ビルも一緒に壊してしまったほうが結果的には安く上がるのではないかなと理解をしておりましたが、当初5,600万円の見込みにあったものが、4,200万円もの増額の9,800万円になっております。これは概算といえども、大きく違い過ぎております。人件費や資材の高騰、調査費の積み上げなど、理解できる面もありますが、これまで長く協議してまいりました案件であり、幾ら予算がかかるのかが最大の論点の一つでもありました。見込みが大きく外れましたで済む話ではなく、子育て支援複合施設全体の経費の信憑性が問われることになるのではないのでしょうか。事業費の算出に当たっては、概算であっても、もっと信頼できる数字を当てはめるよう強く望むものであります。

7款商工費、権現荘支援事業補助金、支援金9,000万円につきましては、議案第51号並びに第52号で申し上げたとおり、これに関連いたしますことから、反対とさせていただきます。

以上で、討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

田原洋子です。

議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論します。

今回の補正予算には、物価高騰対策として、定額減税補足給付事業、新たな住民税非課税世帯支援事業、新たな住民税均等割のみ課税世帯支援事業があり、エアコンの稼働が増えて電気代が家計の負担になるこれからの時期に必要な予算です。

また、1月1日に発生した能登半島地震に伴う京ヶ峰地区の側溝工事、大平寺地区ののり面崩落に対する測量設計委託料、屋根の修繕が多く申請が上がってきている住宅・店舗リフォーム補助金、農業施設の修繕費と災害復旧が多く含まれています。さらに、ひとり親家庭等補助事業、母子生活支援事業があり、ビーチホールまがたま管理事業は、こども食堂にも使われている調理室の冷蔵庫を購入するもので、これに反対する理由は見つかりません。

また、がん患者等医療用補正具購入助成事業は、今回から始まる新たな事業であります。乳がんの手術を受けた方々が、みんなで公衆浴場に入りましょうという企画があるぐらい、女性にとって乳房の切除は、とても大きな問題です。また、髪の毛を失った同級生に対して、周りの子供たちが、あえて坊主にするようなことや、髪を失った母親を見て、息子さんが髪を坊主にするという感動の秘話もあります。ただし、こんなことが行われているような日本ではいけないと思います。

鉄道利用促進事業は、鉄道と相撲のファンである方からの企業版ふるさと納税があり、えちごトキめき鉄道に相撲のラッピング電車を走らせ、イベントを開催するもので、海洋高校出身大の里の初優勝で注目度が高まっている今だからこそ、予算が有効に使われます。

権現荘支援事業については、プロポーザルで企画提案の中に財政支援の希望（要望）があり、当

初は、初期投資の3億4,264万円の一部として1億円が要望として上がっていました。これは宿泊がある東館のエアコン、楽の湯のろ過装置、男女それぞれの露天風呂のろ過装置2基、男女の大浴場と楽の湯の浴槽内に水流を作るポンプ3台、源泉送泉管洗浄工事の約7,357万円が含まれています。東館のエアコンを除く、ろ過装置、ポンプ、送泉管洗浄は、糸魚川市が直営で日帰り入浴を続けるためにも必要な修繕であります。この修繕費に屋根や壁の修繕費の一部を併せて9,000万円が今回の補正予算に計上されています。9,000万円の修繕費は、決して先払いするものではありません。修繕が終わったことを確認した後、払うものであり、工事の発注は、一般社団法人アッサンが行うことになっておりますが、糸魚川市は、できるだけ地元企業を使ってほしいとアッサンに伝えております。糸魚川市が日帰り入浴を直営で続けた場合、年間約3,300万円の赤字が続くことから、直営を続けた場合は3年間で約9,900万円となり、今回の予算額を超えてしまいます。

また、修繕を行ってから譲渡をした例は過去にもあり、令和5年第4回定例会に提出された議案第90号、財産の譲渡については、湯川内センターを湯川内自治会に譲渡した際は、トイレ洋式化とシャッター修繕をしてから引き渡しています。

また、町営から民間に移管した事例として、デイサービスなどがあり、民間にすることでサービスの向上が図れ、民間でできることは民間でという流れは、公共施設が多過ぎる糸魚川市の財政を健全化するためにも必要な考えです。

固定資産税の5年間の免除についての要望に関しては、糸魚川市企業立地促進のための固定資産税の課税免除等に関する条例と照らし合わせ、企業誘致のために新たに土地を取得した場合が対象のため、今回は既存施設の譲渡であり、適用されないと支援金から除外されました。

また、日帰り温泉を10年間継続するために、光熱費の一部として月100万円（年間1,200万円）の負担についても、新たな支援はしないとしております。当初の要求では修繕費の一部として1億円、光熱費として年間1,200万円、10年間で1億2,000万円、さらに固定資産税の5年間免除は、住民説明会でも納得できないと、多くの反対意見がありました。私も、このままの条件であれば、大反対していた案件です。

しかし、最終的には、修繕費の9,000万円となり、さらに固定資産税も免除しないことで、仮に固定資産税を500万円と仮定した場合、10年間で5,000万円の税収が見込めます。さらに、人材の雇用、食材の納入など地元に対する経済効果が見込めると思います。

さらに、権現荘を整備するに当たり、国から受けた補助金交付金は、無償譲渡、日帰り事業、宿泊事業を継続するという条件として返還なしとなり、もし権現荘を廃止した場合は、多額な返還金が生じます。この点についても、各種補助金及び交付金の交付目的に適合しない利用の場合、アッサンに補助金の返還義務が生じること、事業継続できなかった場合は、建物及び附帯設備一式を除去し、更地にして土地を管理することが合意書にも書かれています。

運営に関して、アッサンの代表理事は、グループ企業でスキー場とホテル経営をしているM・かもし岳株式会社運営の経験があります。宿泊料金は、高級志向ではなく、地元の山菜を中心とした安価な価格帯を設定とするという提案は、宿泊再開を望む市民にとって利用しやすい権現荘に生まれ変わるチャンスではないでしょうか。

また、新たにバーベキュー、溪流釣り体験、山菜ツアー、音楽ライブ、演芸ライブなど、今まで

にない集客の提案があり、インバウンドを対象にしていることは、柵口温泉郷全体に波及効果が期待できると思われま

す。ただし、駅北子育て支援複合施設整備事業の建設予定地にある旧東北電力ビルの解体費用について、当初の見込みから大きく上回っているのは苦言を呈したいと思います。平成30年度に比べて、人件費が約20%、解体処理費が約35%、敷地面積から30メートルと範囲を広げたことで、調査対象が12件から34件と増えたことが理由とはいえ、見込み金額が甘過ぎると言わざるを得ません。このようなことが市民から不信感を買うことを肝に銘じてほしいということと併せ、技術者不足を解決したいと願っております。

しかしながら、この旧東北電力ビルを解体しない限り、駅北子育て支援複合施設の建設が始まりません。この予算が通らず、旧東北電力ビルの解体が遅れると、ただでさえ遅れている駅北子育て支援複合施設のオープンが、さらに先延ばしになります。駅北子育て支援複合施設は、発達支援センターめだか園が相談者の増加で手狭になっていることから、隣接している糸魚川子育て支援センターを移転するのが大きな目的である。移転できないと相談に支障を来し、子供たちの発育に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、能登半島地震の際に、老朽化したビルは大丈夫なのかと周辺住民は大変不安に感じているため、早急に解体する建物です。

これらの理由で、議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）には、賛成します。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、総務文教常任委員会が否決、建設産業常任委員会、市民厚生常任委員会は可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．諮問第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております佐藤 裕さんの任期が、令和6年9月30日で満了といたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

度々、申し訳ございません。

本日の冒頭でね、議会運営委員会、宮島委員長報告の中で、伊藤議員に関するものが、新潟日報の記事になったということに関連して、そういうハラスメントがあったかないかについては、委員会の中で話し合ったのかと、そういう話が出たのかというふうにお聞きしたところ、宮島委員長はな

いってお答えしました。そういうことはございませんでしたと言ってるね。

ところがね、やっぱり議会運営委員会のメンバーである渡辺議員、そういう声が、あなたそういうこと言ったのですかと聞いたら、私は言いましたと言ってる。ただ、全体としては大きな話題には確かにならなかったけど、自分はそういう意見を言ったと言っております。これがもし、渡辺議員の言うとおりのなら、宮島委員長は、虚偽の答弁を私に対してやったということになります。これはゆゆしき問題ですね。これは明確に判断をして、精査をして、ちゃんと答えていただきたい。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員より、冒頭の宮島委員長の報告の中で、伊藤 麗議員に関係することについて、なかったかということについて、委員長のほうではなかったと。これについて、今、古畑議員がご指摘しましたけども、どうだったのかということを確認の意味で答弁を求めていますので、宮島委員長のほうでお願いいたします。

宮島議会運営委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員の冒頭の質問に対してお答えしたときにですね、伊藤議員のハラスメント的なものについての協議はあったのかというご質問でした。確かに渡辺委員から、その他の項目で発言はございました。

ただ、議会運営委員会で協議されていません、その後。発言があっただけで、それは協議の、協議題に入りませんでした。なので、協議されませんでしたというふうに申し上げた次第です。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

どっちかというところ詭弁ですな。そういう発言はあったけど、協議されませんでしたと答えるのがまず普通だよ。あったか、なかったかって聞いているわけだし、ましてやハラスメントじゃないかって、こっちは聞いているし、あなた、その当事者じゃないですか聞いてる。あえて答えなかったことは、これさ、委員長としては虚偽、悪く考えたって、この問題について隠蔽するじゃないですか、自分に対して不利だからあえて答弁を隠した。そういうふうにとられますよ。どうなんですか、これ。これははっきりすべき問題ですよ。大体、そういうことをしない、させない、見逃さないというのが今回のハラスメント防止条例でしょう。自分で言っていて、何をやってるんですか、それ。だから、こういう事案に対して目をつぶっちゃいけないでしょう。その疑いが自分にかかっているでしょう。だったら、それちゃんと話し合ったかどうか、ここをごまかすと、あなたやりますねってことになりますよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

今、古畑議員からですね、詭弁じゃないかというふうなご指摘がございましたけども、私は、詭

弁だとは思いません。

最後のほうの質問で、話し合ったのかと言われましたよね。話し合っただけで、なかったというふうに申し上げたわけです。

もし、古畑議員のほうからですね、委員からそういった指摘があったのかというふうに質問を受けていれば、それはありました。ただし、協議はされていませんというふうに答えたと思います。

ですから、質問に対して正確に答えるのは、私たち議員のほうの非常に重要な責任だと私は思いますので、正確を期したままです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それを詭弁と言うんですよ。これあげる、あげる、頂戴と言ったら、上げたって。こういうのと一緒になんだよ。これを詭弁と言うんです。

あのさあ、笑ってるけどさ、笑われてるようなことを答弁してるんですよ。そうやってごまかすのはさあ、ちょっとよくないですよ。こっちは、あのね、相談しようかしまいか、とつてもね、悩んでらっしゃると思うよ。相談するたって、議長、副議長に相談役だどうのこうのって言われたら、相談になんて行けない。

あのね、伊藤議員の話じゃなくたって、中学校でも会社でも、いじめたり、いわゆるはばにされたり、いろんなことがあったにせよ言えないんですよ。言えば、またいじめられるんじゃないかと。周りだって知ってても言わないと。自分が次、いじめられるかもしれない。でも見逃しちゃ駄目なんでしょう。

もっとさ、紳士的にやってくださいよ。これはやっぱり大きな問題だと思うし、訂正するならばほうがいい。それを何だ、協議したかと聞かれたんで、協議しませんでしたと答えました。話は出たかというのと、話は出ました。けど、協議はしませんでした。不正確なんだよ。こういう答弁は、私は許さない。駄目だと思いますよ。あなたは責任取って、議会運営委員会の委員長を辞めなさいよ、辞任。そのぐらいひどいよ、虚偽の答弁。それを突かれたら、今度は詭弁で返す。何をしてるんだ、それ一体。納得できないじゃない、全然。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員は、今、虚偽だと申しましたけども、私は虚偽だとは思いません。ハラスメント防止条例をつくった者の一人としてですね、責任を持って、しない、させない、見逃さないは、今までも、これまでも、これからもやっていくつもりですけども、今回のことがハラスメントなのかどうかということは、いろいろ議論はあるかと思いますが。もし私たち、私だけじゃなくて、いわゆる清新クラブの対応が、ハラスメントだというふうにおっしゃるのであれば、また所定の手続きをもって、ご指摘いただければよろしいかなと思います。

以上です。

○17番（古畑浩一君）

ああそう、文句があったら言ってこいということですよ、了解です。

日程第8．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和6年第2回市議会定例会閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして、報告を申し上げます。

去る6月17日から本日までの長期間にわたり、条例改正や補正予算など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に新型コロナウイルスワクチン接種推進室の閉鎖について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ適正に行うため、令和3年2月1日に設置いたしました新型コロナウイルスワクチン接種推進室について、昨年5月に感染症分類が5類に移行したこと、及び本年3月末で公費負担によるワクチン接種から任意接種に変わったことに伴い、6月30日付で閉鎖をいたしました。今後は、適切な情報提供を行うとともに、10月以降に予定されている定期接種の周知、市民の健康管理に努めてまいります。

2点目に、SEA TO SUMMIT系魚川・上越・妙高大会について、ご報告申し上げます。

海、里、山をつなぐ思いを巡らせながら、自然を体感する環境スポーツイベントSEA TO SUMMIT系魚川・上越・妙高大会が7月13日、14日に行われます。今回で3回目の開催となる大会ですが、初日は妙高市でシンポジウム等が行われ、2日目には能生、弁天浜からカヤックで移動する海上コース、筒石漁港から久比岐自転車道や上越市を通り、妙高市まで自転車で移動するバイクコース、最後は妙高市の鮫ヶ尾城跡頂上まで登山するハイクコースを走破いたします。

沿道から、参加選手への温かい応援をお願いいたします。

3点目に、各地域の夏祭り、花火大会について、ご報告申し上げます。

今年も各地域で夏祭りや花火大会が、4週にわたり開催されます。

7月20日には、早川地区一体となって打ち上げる、伝統の早川大花火大会が開催されます。翌週は、おうみ祭りとして、27日に市民流し、また、28日には、糸魚川大花火大会が行われます。8月3日には、おまんたの夏が来る「おれもおまんも踊らにゃソソソソ」をテーマに約1,500人による市民流しなどのおまんた祭りが開催されます。そして、夏祭りの締めくくりといたしまして、8月10日は、約2,000発の花火が打ち上げられる、能生のふるさと海上花火大会が開催されます。

これら地域の祭りなどを通して、市民の一体感の醸成と交流人口の拡大に努めてまいります。

最後に、令和5年度の決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が292億9,800万円、歳出が270億5,900万円となり、差引き22億3,800万円が令和6年度への繰越金となります。繰越財源を除く実質の繰越金は17億9,300万円ですが、既に令和6年度予算で8億4,300万円を計上いたしておりますので、残りは9億5,000万円となります。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

以上、4点についてご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和6年9月市議会定例会の招集日を9月2日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これを持ちまして、令和6年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後3時51分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員